

令和2年第2回多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和2年6月11日 午前9時 （4名／7名中）
 （2日目）令和2年6月12日 午前9時 （3名／7名中）

順番	質問者	通告方式	質問内容
1	山際 照男	一問一答	①新型コロナウイルス感染症関連について
2	松木 豊年	一問一答	①4月28日以降に生まれた赤ちゃんへの「新型コロナ」支援策について ②国民健康保険の子どもの均等割の負担軽減策について
3	田牧 正義	一問一答	①多気東部土地開発公社について ②新型コロナウイルス問題について
4	坂井 信久	一問一答	①今後の防災対策について
5	木戸口 勉幸	一問一答	①新型コロナウイルス学校再開の課題について ②コロナ禍を機にICT環境整備とオンライン学習について ③新型コロナと台風災害などの複合災害危機管理について ④アクアイグニス多気ヴィソン開業と新型コロナ禍の影響について
6	前川 勝	一問一答	①再開した学校について ②今後の行政運営の対応について
7	志村 和浩	一問一答	①新型コロナウイルスの影響による約3ヶ月間の臨時休業期間を経た小中学校の今後について

（8番 山際 照男 議員）

○議長（吉田 勝） 1番目の質問者、山際照男議員の質問に入ります。

8番、山際議員。

○8番（山際 照男） 改めましておはようございます。8番山際でございます。

議長の許可を得ましたので、新型コロナウイルス感染症関連についての4項目を一問一答方式で、町長並びに教育長、担当課長に質問いたしますので、よ

ろしくお願いいたします。

質問事項も、コロナ関連に特化した質問ということで制約されておりますし、時間的にも 40 分以内ということでございますので、その点どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。

中国武漢から感染が広まりました新型コロナウイルスは、全世界に蔓延しております。近くでは明和町、松阪市に感染者が出ましたが、本町においては感染者が出ていないことは何よりでございます。新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき緊急事態宣言が出されました。我慢の生活が始まりました。

そして、国や県と相まっての支援や町単独の支援の取り組みをされましたことには、評価をいたしたいと思います。5月25日夜に全国で緊急事態宣言が解除され、今後は社会経済活動と感染予防を並行して進めていくことになるでしょうが、そこで新型コロナウイルス感染症に関連する次の項目について取り組み等をお伺いいたします。

1つ目でございますが、学校教育について。

校内におきましては、感染防止のため3密の回避に種々ご努力をいただいていると思います。ところで基礎疾患がある児童や教員が感染した場合、重症化になると言われております。そのため、きめ細かなケアが大切ではないかというわけでございます。個人情報という配慮も必要でございますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） ただいまの山際議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

基礎疾患がある児童生徒・教職員の感染した場合の対応につきましてということですが、文科省から「衛生管理マニュアル」の中で、重症化のリスクの高い児童生徒等につきまして、基礎疾患のある児童生徒に対しまして、主

治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をすること。また、登校すべきでないと判断された場合は、欠席ではなく「出席停止」とすること。登校が良い場合の対応は、要望を聞かせていただいた上で、教室や別室登校など理解を得て対応すること、とあります。これらを基本として、学校内の危機管理の組織でも確認し、学校全体としての対応ができるようにしております。

また、基礎疾患のある教職員につきましてでございます。基本的な感染症対策、検温、風邪症状の確認、主治医への相談、自己健康管理に取り組むとともに、風邪症状の場合は自宅で休養する。また状況により、時差出勤や在宅勤務などを利用した対応に取り組むよう指導しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 保護者からの指示っていうんか連絡で、そういうふうな対応をされるわけですけども、教員はですね、基礎疾患ですと糖尿病とか肺疾患とか、っていうような持病もお持ちである先生方がいらっしゃると思うんですけども、この非常に今の忙しい時期にですね、1日でも休まれると困るんだというような状況になってますから、そこらへんはやっぱりきちっと健康安全、労働安全をきっちりしていただきたいと思うんですが、そこらへんの教育委員会としての立場っていうのはどういうふうになされますか。出勤停止なり、フレックスタイムっていうんかそういうような形で取られるということなんですけども、やっぱり本人から申し出るのが難しいんじゃないかなって言う気はするんですけども、その点お願いしたいんですが。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 確かに、ご本人から申し出を待っている状態ではないかなというふうに、こう思います。既に学校では、健康診断、あるいは人間ドックによるその結果というのを、管理職が管理をしております。ある程度、そ

の方々には、結果が来た後に、個人個人対応のほうもさせていただいておりますので、申し出とともに、校長がそれぞれに相談をしながら、対応のほうさせていただくというふうなところである。現在、そういうところでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） それではありがとうございます。

②項目めに入らせていただきます

給食についてでございますが、子供たちが配膳をするのは感染リスクが高いと言われております。感染予防の観点から、配膳は教員とか大人がするほうが好ましいと言われております。人手不足の時勢っていうんか、あれですんで、どうなるかわかりませんが、当町においての考え方についてのお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

衛生管理マニュアルですけれども、その中に「学校の新しい生活様式」というのがございまして、感染リスクが高い活動である「学校給食衛生管理基準」というのがございまして、それに基づいた調理作業や給食を徹底すること、というふうでございます。

特にまた、給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の洗浄等、給食当番活動が可能であるか毎日点検のほうさせていただきまして、適切でないと思われるときは、給食当番を控えるなどの対応を取らせていただいております。

学校では、児童生徒等全員の食事前後の手洗いを徹底させていただいております。また飛沫を飛ばさないようにということで、指導をさせていただいたり、机を向かい合わせにせず、会話を控えるなどの対応を取らせていただいております。また先日、町内の企業様より、フェイスシールドのご寄贈がありまして、

配膳時には、活用できればというふうに考えております。

三重県は地域感染レベル1に該当することから、その対処は衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始することが可能となっております。学校では、先月25日から給食を開始させていただきました。マスクを着用し、手洗いを徹底させていただいております。また給食配膳用の手袋も準備をさせていただいてるところでございます。子供たちが中心となって配膳を行っているところです。これから毎日続くことでございますので、教職員のみが行うということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 文部科学省の指示とか通達等で、きっちりやられてると思うんですけども、今後ですね、また第2波、第3波っていうあれが出ましたら、またそれはきつくそういう部分もきっちりやれるんじゃないかなというふうには思われますんで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナウイルスでですね、休校が余儀なくされました。夏休みも短縮とかですね、行事を精選するとか、それから授業も1コマふやすとかですね、そういうような授業時間も確保されているということでございますが、学力のほうもですね、ひとつ確保っていうんかもお願ひしたいと思ひますよ。子供の寄り添った授業っていうんですかね、そういうような部分もきっちりお願ひしたいと。まあ学校も先生方も非常にどのようにしていくかっていうのは考えていただいているとは思ひますけども、そこらへんもきっちり対応していただきたいと思ひます。

それから、この2020年度っていうのは非常に学校や先生方はですね、子供たちもそうなんですけども、しんどい年になってると思ひます。ストレスがものすごくたまったりとかですね、そういうような状況だと思ひますが、先生方にはですね、コロナ禍で余分な神経を使っただけにとるとかですね、業務

がふえているというような現状だと思imasるので、ひとつ健康にですね、気を付けていただいて頑張っていたきたいと思imasす。

ありがとうございます。

それでは2項目目に入ります。

アクアイグニス多気（ヴィゾン）関連についてでございますが、

コロナ禍においては、ゼネコンは工事等の中止を余儀なくされており、アクアイグニスにおいても工事遅延が生じているのではと推測されます。

本年からヴィゾンに特化した地方版ハローワークが開設されました。現在、オープンに向けて採用活動を精力的に行なわれているのではと思imasす。オープンの時期はわかりませんが、来春にオープンといえは新卒者も交じっているのではないかと思うわけでございます。

コロナ不況といわれるこの時世において、出店中止や廃業等によって内定取り消しが懸念されます。コロナ禍の現状においての工事進捗状況と採用活動状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

小林企画調整課長。

○企画調整課長（小林 悟） それでは、山際議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、コロナ禍の影響もなく造成工事及びホテルなどの建築工事も順調に進んでおります。施工業者には、体温の検温や3密防止の徹底等、国から発信されておりますコロナ対策を十分施し、対応されていると聞いております。

採用活動状況については、ヴィゾンのオープン時期の正式な発表がまだされていない中、本格的に動き出すのは夏以降になるだろうと思われます。

6月1日現在で、地方版ハローワークに登録されてみえる方は307名となっております。今後さらに採用活動が活発になってくるにつれ、登録者もふえてくると思われます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 新型コロナウイルスの影響で解雇やですね、雇いどめが発生しておるわけなんです、特に派遣社員や非正規労働者の派遣切りが横行していると報道されております。業種別ではですね、このホテルや旅館の宿泊観光業とか、飲食小売り業、まさにヴィソンの業種じゃないかなというふうに思われるわけでございます。

そのコロナの影響でですね、その失職者が多いということから、私はまあこういう採用活動に入って内定取り消しとかそういう部分がないのかなというふうに懸念しているわけでございます。

バブル崩壊後の平成7年か8年ぐらいのころはですね、高校、大学の新卒者が全く超氷河期、気の毒なぐらい求人っていうんかなかったです。例えば三重大を卒業した子でも、半分以下しか就職ができなかったというような状況が私は目の当たりにしております。

リーマンショック後のときもですね、非常に氷河期だったんですけども、これはまあ製造業が主でございました。派遣労働者の派遣切り、非正規労働者の解雇っていうのがこの時はあったんですけども、今回はですね、サービス業っていうんか、その終息っていうのがわからないということでございますので、そういう懸念しているわけで、特にそのUIターンを促進している当町ではですね、この点も非常に気がかりなところがございまして、ヴィソンにその若者が就職したとしても、そういう内定取り消しとかですね、そういう部分があるんじゃないかなというふうなことでございますので、そういうような事態にならないように、指導をお願いしたいと思っておるわけなんです。

当町からですね、ヴィソンのあれに指導っていうのはできるんですか、どうなんです。そこらへんちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

小林企画調整課長。

○企画調整課長（小林 悟） ヴィソンの指導というのはですね、特にございません。今もハローワーク、ヴィソンのほうから、アクアイグニスの方から1人、地方版ハローワークで1人職員がみえておりますけども、特に指導というふうなことはさせていただいておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） そのローカルハローワークの部分ですけども、307名の登録をされてるということですけども、この人たちの現在の状況っていうんですかね、もう採用内定をしたとかですね、まだ求職申し込みを受け付けたというだけで紹介に至っていないとかですね、採用がされているとかいないとかっていうような状況をちょっと教えてください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

小林企画調整課長。

○企画調整課長（小林 悟） 現在登録者数 307名と言わせていただきまして、今の状況としてはですね、コロナ禍の影響で現在求職者との面接とかですね、相談業務も実際止まっておるような状況でして、5月末まで中止をしておるような状況でございます。ただ、電話での相談件数とかですね、メール相談件数に関しては、やはり 50件以上ございまして、「いつごろになるの。」とかですね、そういう相談はございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） そういうような現状ということで、私も理解をしておりますけども、たぶんその今現状をですね、求人数がどんだけあるとかですね、そういうのは私もちょっと確認をしておりますのであれなんですけども、今後いわゆるコロナ不況っていうんかですね、があった場合、その地方版ハロー

ワークですね、当町のハローワークのやり方っていうのはおかしいんですけども、どのような方向でですね、求職者に対して説明をするのかですね、そういうようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

小林企画調整課長。

○企画調整課長（小林 悟） 実際ですね、6月13日から6月21日まで、オンラインのズームを活用いたしました「ウェブ合同説明会」というのが、三重の就職説明会があるそうでございます。実際そこにアクアイグニスも入っております、説明をされていくわけなんですけども、また11月には多気町の文化会館のほうでも合同説明会を開催する予定やというふうなことも聞いております、今後、正式な開業の発表のタイミングでですね、当然開業までの各出展者の採用スケジュールも当然見えてきますし、現在ハローワークに登録している方もですね、実際働くイメージが持てるんじゃないかなと思っております。

今後、町といたしましても、その時期に合わせて、多気町版ハローワークのですね、求人情報に反映していきたいなというふうな考えも持っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） いろいろとこれからコロナ禍で失業者っていうのがふえるかもわからないんで、そこらへんはすくい上げていただくっていうことと、ヴィソンのあれが有効になるんじゃないかなというふうに思ってますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、余談ですけど、これはですね、昨日でもシャープ三重工場でですね、多気町なんですけども、日系フィリピン人の派遣労働者の仕事シフトが削減されているというような抗議行動が行われております。そういうシャープの中でもそういう削減という部分がですね、派遣切りに近い部分がありますので、そこら辺もひとつ、対応についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に入ります。

ごみの収集作業員に関わる感染予防についてでございます。

コロナウイルスは見えません。症状が出てきて初めてわかるものでございます。ごみの収集作業は、感染リスクが高いと言われております。ウイルス感染は縮小しておりますが、収束は途中でございます。これから2波、3波ということも予測されますので、感染予防の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） それでは、ごみの収集作業員に関する感染予防についてのご質問についてお答えさせていただきます。

廃棄物処理につきましては、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、年間を通じて安定的に業務を継続していくことが求められております。

収集作業員に係る新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、環境省監修のもと、一般財団法人日本環境衛生センターが策定しましたガイドラインに基づきまして、次のとおりの対策を講じています。

①手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用をするということ。

②作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがい等の実施。

③運搬車両や施設等の定期的な清掃、作業着の洗濯。

④朝礼、休憩、着替え及び車両等による移動等の際に感染しやすいとされる行為を避ける。人混みや近距離での会話等を避けるということ。

⑤防護服やマスクを備蓄する。

⑥住民へのごみの持ち込みの自粛。これは緊急事態宣言が出ておる期間3密を避けるために自粛のお願いをするということです。それから、ごみ出し時の注意事項としまして、ごみの袋等の口をしっかりと縛っていただくというような周知をするという点でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） いろいろとごみの捨て方っていうんか、中央からの指導が、マニュアルがあるわけでございますけども、これからですね、猛暑になってくるわけですよ。マスクは感染症にはいいんですけども、熱中症にはリスクが高いということなんですよ。もういろいろとこういう手袋とかマスクとかしてですね、防御するわけですけども、このコロナ感染とですね、熱中症のリスクを抑えることが課題で、そういう部分で休憩をしたりとかですね、そういうような労働安全にさせていただくんでしょけども、そこら辺の対応っていうのは、きちっと決められておりますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 夏場、これから気温が上がる時期になりますが、熱中症等の絡めての対策としては、このガイドライン等には出ておりませんが、熱中症の対策としまして、いろいろと先ほどいただきました休憩時間を取る、適時水分の補給をするとか、また、保冷材等を使ってですね、体温の低下をはかる。こういった対策を講じていく必要があると思います。

また、収集の際には、パッカー車等それからトラック等も使用するんですが、冷房等もあります。ただ、完全に密閉してしまうと、危険ですので、窓は少し開けた状態でエアコンをきかすというような対策を講じる必要があると考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） これからですね、コロナ対策と熱中症両立して防いでいただくことになりますので、ひとつ労働安全のためにも注意を払っていただき

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の項目に入らせていただきます。

事業予算についてでございますが、感染防止の観点から全国的にもイベント等の中止等が目白押しになっています。本町におきましても中止が多く見受けられます。

そこで当初計画している事業が中止とか廃止になれば、必要に応じて既存事業の組みかえも検討する必要になってきたのではないかと思うわけでございます。さらにコロナ対応の臨時交付金が2兆円と1次の倍の額を2次補正で発表されております。そのようなことから、予算の組みかえ及び緊急支援事業の追加構築に向けての考え方についてお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） それでは山際議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当初予算におきまして計上いたしましたイベントや事業については、既に今年度の中止が決定されたものもございます。現時点では、あじさいまつりにつきましては、今回の補正予算にて減額をしておりますけれども、そのほかにつきましては、予算の組みかえや減額は行っておりません。

また、緊急支援事業の追加につきましては、国や町独自の支援策に係る予算を5月の2回の臨時議会でご議決いただき、現在はその実施に取り組んでいるところでございます。

国では現在2次補正予算について審議されておりますが、この補正予算の中で、さらに本町でも実施していく国の支援策もございますが、現時点で町独自の追加の支援策は考えておりません。今後の新型コロナウイルスの感染症の状況により、支援策の追加を判断していくこととなります。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 昨日ですね、国の2次補正が衆議院で通過・可決されました。明日には参議院で可決されることになっているというふうに報道されておりまして。

感染拡大防止とですね、その住民の生活支援っていうのが非常に大事だと思うんですよ。もうこの地方創生臨時交付金ですか、この内閣府の出してる部分でございますけども、これがですね、いろいろと見ると、「脱コロナに向けた、協生のススメ」というようなこともキャッチフレーズに入っておりますし、いろいろと活用事例が入っておりますので、そこら辺をやっぱし活用してですね、取り組んでいただければありがたいなというふうに思うわけです。特に生活支援っていう部分ですね、派遣切りとか廃業とかっていうような部分で失業っていうような部分がありますので、それに対応するその町独自の支援も考えていただきたいなというふうに思っております。

全国津々浦々いろいろと生活支援なり、政策はとってらっしゃると思うんですけども、本町も結構支援をですね、取り組んでいただいていることはまあ感謝いたすところでございます。まだまだ不足っていうんか、できることがあるんじゃないかなっていう気もするわけございまして、そこら辺も工夫をしていただく。職員さんが工夫していただいてやっていただくというのが、やはり町の施策のひとつかなというふうに思いますので、そこら辺を考えていただきたいんですが、そのやらないと、考えておりませんというようなあれでしたけども、検討の余地はあるんですか、ないんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 先ほどちょっと答弁させていただきましたが、現時点での追加の支援策というのは考えておりませんという答弁をさせていただきました。

まずはですね、5月に2回の臨時議会を開いていただきまして、議決いた

いた予算をですね、まず確実に執行するということがまず今の本町の大事なところではないかなと。1つは特別定額給付金。国の支援策でございます。それから2回目につきましては、町の独自策もいろいろ議決をいただいた予算化をしていただきました。まずそれをしっかりとですね、執行することが大事ではないかなと。一部は着手しておりますが、完全に事業完了したわけではございませんので、早くそれを完了した上で、このままコロナが終息していけば一番ありがたいことなんですけども、まだ続くようであれば、さらに次のというふうな段階になるんかと。まずは今の予算をしっかりと執行していくことが大事というふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） まあいろいろと努力・工夫をしていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、山際議員の一般質問を終わります。

（5番 松木 豊年 議員）

○議長（吉田 勝） 2番目の質問者、松木豊年議員の質問に入ります。

5番、松木議員。

○5番（松木 豊年） 日本共産党の松木豊年です。

一問一答方式で、2つの点について質問をさせていただきます。第1点目は、4月28日以降に生まれた赤ちゃんへの新型コロナウイルス支援策について。2点目は、国民健康保険の子供の均等割の負担軽減策について、お伺ひします。どうぞよろしくお願ひいたします。

5月の2回にわたる臨時議会で国の特別定額給付金（国民1人当たり10万円の支給）と子育て世帯への臨時特別給付金の支給、そして5月22日には、

多気町独自の支援策を盛り込んだ補正予算が決定されました。

特に私は、多気町独自の支援策につきましては、水道料金の基本料金を4カ月減免する、あるいは学校給食費を6カ月無料にするなど、子育て支援と全町民を対象にした支援策がきめ細かく盛られている、そういうふうな中身であるという立場から賛成の討論もさせていただきました。

近隣の市町の方々からも、「すごいね」というふうに評価をされております。共産党の議員の全県の会議がありましたけれども、その場でも、「多気町はすごいね」というふうに評価をしていただきました。さらに、私の知り合いで、3つの家庭で、大学生県外に行っておられる方がおりました、支援品を特産品を送る支援策があるよということを声かけましたら、全員知りませんでしたので、お声かけましたら、すぐに手続きをして、早速息子から届いたよというような連絡もあったということで、感謝を言われたりですね、特にお年寄りで単独でお住まいの方で、10万円の給付の手続きがよくわからなくて、町役場に直接行っていろいろ伺ったら、新設にコピーも取ってもらったりして、手続きをさせてもらったというような感謝の言葉も寄せられておりました。

これからはですね、5月25日には新型コロナの特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除されて、一定の収束の傾向は見せているものの第2波、第3波の到来も予測しつつ、安定した生活をどうつくっていくのかということが、多気町においては、町民の皆さんのご協力と行政の執行者と我々議会も力を合わせて、一刻も早くそうした安定した状況をつくり上げていく庫とが求められているんだと思います。そして私どもの日本共産党の多気支部では、先だって5月の連休明けに町長に面会をお願いをして、新型コロナウイルス感染症にかかわる要望をさせていただき、意見交換を持つことができました。

その結果、幾つかの点で私もこの意見交換の場には同席をさせていただきましたので、それにかかわって、今回は2点に絞って質問をさせていただきたいと思います。

まず最初の、4月28日以降に生まれた赤ちゃんへの対応です。

27日までが10万円の給付の対象になります。そして28日以降になると、この給付はなくなりますので、こうした問題について、私の知り合いの方からも、もうちょっと何とかならんのかというようなことも、要望も寄せられましたのでお伺いしました。

私は、28日よりあとに生まれた赤ちゃんにつきましては、国がそこまではなかなかきめ細かい対策はできないと思いますので、町独自で、何とか支援策をしたらどうかというふうに考えまして、例えばですが、この際、出産祝い金としてつくって、町の制度として出発する、こういうことも含めて検討をできないだろうかということで、要望もさせていただきましたけれども、改めて、この27日から28日のこの時点での差が生まれることについて、行政の公平性という点から、何とか対策ができないものかというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは松木議員のご質問にお答えさせていただきます。

全て公平にという思いは、これはもうほとんどの皆さんがお持ちだと思えます。が、何を基準になされたか。例えばいつからいつまでと、またお金って言いますか、経済系のこととか、それから効率性や有効性はどうか、予算配分はどのようにされたか。これらをやはり認識、確認した上で、と思っております。

質問されたご趣旨っていうのはもう十分理解をさせていただいております。多くの自治体では、国の補助金を受けまして、その基準に沿って取り組みを進めております。

また今回の町独自の支援策もいろいろ応援をしていただきまして、ありがとうございます。これにつきましても、今の多気町で取り組める範囲というところで、今回支援策を決めさせていただきました。私もちっちゃな町の政治家の端くれでありますので、おっしゃられたことは全て「よっしゃよっしゃ」言い

たいんですけど、そういったような情勢判断をして、ということで、今はそれしかお答えをできません。

以上であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 「出産祝い金制度」という制度をつくるというようになりますと、制度設計にも一定の期間を要すると思います、したがって、それは来年度以降の検討事項として、宿題として、是非お納めいただきたいと思いますが、今年度にあってはですね、例えば先ほど国の第2次補正の話も、明日参議院で決まるかというふうに思いますが、それらの中身も吟味して、特別の今年度はその4月28日以降にお生まれになった子供さん、赤ちゃんへの特別な対策をコロナ対策としてやるというふうに割り切ってますね、来年度以降は、出産祝い金制度なども視野において、検討していくというふうな現実的な対応もできるかなというふうに考えます。

関連して、今年度の4月以降の赤ちゃんの出生数、そして。4月27日までと4月28日以降お生まれになった赤ちゃんの人数について、お伺いしたいと思います。2点よろしくをお願いします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 担当のほうからその人数について、確認をいたしました。

出生者の数につきましては、令和2年4月1日から4月27日までは7名。

4月28日以降から6月8日までが7名。計14名であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 先ほど申しあげましたように、今年度は臨時的なコロナ対策の中で、生まれてこられた赤ちゃん、4月28日以降に生まれてこられた赤ちゃんへの対応策を改めて検討していただくように、強く要望したいと思

ます。ご答弁はもしあれでしたら。なければ、趣旨としては汲み取っていただけたというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ってもよろしいござひますか。

続けて、国民健康保険の子供の均等割の負担軽減策についてお伺ひします。

国民健康保険料の子供の均等割分は、特に多子世帯（子供さんを多く抱えておられる世帯）では重い負担となっております。赤ちゃんにも均等に、それこそ4月28日以降に生まれた赤ちゃんのことを先ほども質問でさせていただきましたが、4月28日以降にですね、国民健康保険に加入しておられる世帯にお生まれになった赤ちゃんは、10万円の給付はもらえないばかりか、国民健康保険料の保険料がすぐに負担としてかぶさってくる。こういう仕組みであります。

以前の一般質問でも取り上げましたけれども、この新型コロナ対策を進める上で、この国民健康保険料の重くのしかかっている均等割負担を軽減することも喫緊の課題だと考えます。

国民健康保険の子供の均等割負担の軽減については、全国知事会でも「平成31年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」で取り上げております。

全文でA4で7ページにわたる要望書の中に、この子供の均等割について要望として触れておりますので、部分的に抜き書きをして、資料につけてあります。

「第8章 医療保険制度改革の推進について」という項目で、「…国民健康保険については…中略…さらに、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や固定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じるとともに…」という要望が出されております。

ここでは明確に、子供にかかわる均等割負担を軽減すべきだというのが全国知事会の要望であります。

この点にかかわって、子供の均等割負担が大きな問題となっている。つまり、ほかの保険制度にはない、人数によって保険料が重くのしかかってくる、こういう他の保険にはない、国民健康保険独特の悪い制度だという認識を持つわけ

であります、この点にかかわって町長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松木議員のほうから、国保の子供の均等割負担で、議員今おっしゃって見えましたが、全国知事会から要望出されておりますのは理解してますし、また共産党の議員からも国会のほうでそういう質問されてるのも十分承知をしております。これについて、私は反対するつもりもまた、これをどうこうっていうつもりはありません。が、国保につきましては、社保を除いてですけれども、全ての国民が皆平等に医療享受ができるように、ということで、それぞれ皆が支え合う制度ということで、赤ちゃんからそれから障害者の方、寝たきりの方、高齢者の方も含めて、皆がそのときにそういう医療の制度も受けられるように、皆均等にそういう制度を受けられるっていうことで、先ほどちょっと悪い制度とおっしゃって見えましたが、これは国保の僕はいいところではないかなと思います。

その中で特に、生まれたての赤ちゃんについてもどうやということでありまして、この部分については、今言いましたように、赤ちゃんから寝たきりの方まで皆平等にということになることを考えると、その公平性ということから考えますと、今の制度の中ではそれほど否定するものではないかと思えます。

最後に、さらに強くこれは国の制度の中で求めていただいて、我々地方自治体もその制度に乗られるように頑張っていたいただければと思います。

今は私のひとつの町の町長としては、それしか申し上げられません。うち単独でその制度にさらに、というところまでは今のうちの町の状態では、ちょっと難しいかなと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今の町長のお話を伺いますと、全国知事会が求めている子供の均等割にかかわる負担軽減ということについては同じ立場だということ

とと、今の制度として、均等割という制度が存在してるということは認めざるを得ない、こういう理解でよろしいんですね。

問題は、全国知事会も求めているわけですので、公共7団体もほぼ同じ足並みで、要望としては出されているという、多少の強弱はあるかもしれませんが、であることは間違いのないと思います。

以前のやりとりでも、法律上、施行令との関係でこの子供の均等割の軽減が難しいんだということの答弁をいただいておりますが、今回も懇談の中で、同じようなことが示されておりましたので、この法律論について、その特に施行令との関係で今も同じ認識を持っておられるのか、問題がるというふうに考えておられるのかどうか、この点については、いかがでしょうか。課長さんでもよろしいですし、町長さんでもよろしいです。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの施行令との関連に関しまして、この均等割の軽減について、どうかということのご質問ですけれども、県のほうにも確認させていただきしております。

今現在、県のほうでは、国保の運営基盤が1つとなっております。その中で、運営方針っていうものも出ております。そこでは、国保の均等割というものも明記されたものでなっております。その施行令の中では、均等割を賦課するというふうなことになっておりますので、これを賦課しないと、違法性も疑われるということも県のほうにも確認しております。

法令上ではそういうふうに基づいてですね、今現在の多気町のほうでは全ての国保の方に、1人当たりの均等割っていうのを賦課しております。これを独自で軽減するというふうな措置については、今現在では町長も答弁させていただきましたが、検討しないということでございます。以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今のご説明ですと、均等割を子供さんも含めて全員に負荷をしないと法律違反であると、こういう認識なんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） これは、県のほうにも確認しましたが、違法性があるというふうに認識を取られる場合もあるということでしたので、施行令に基づいた平等割・均等割・所得割で、もう1つ資産割と、4方式の方式で今現在多気町のほうでは賦課しておりますが、施行令に基づいたことで、適正にですね、賦課するのが望ましいということで、考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 違法性が問われる場合もあるっていうのはどういう場合なんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 今、施行令でその均等割を賦課しなさいというふうに書かれておりますので、それを賦課せずにですね、した場合、それぞれですね、国保の財政を運営するにあたりまして、国からの補助金、それから県からの補助金もございます。これらがそれぞれの市町に同じルールで交付されるんですけども、独自にそこを軽減してしまっただけで賦課しないといった場合は、そういったものも減額の対象になるということもありますので、そこら辺は、施行令どおりということで、県のほうの指示も受けております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

それは何にもね、町で独自のそういう軽減策を取るということを条例とかで定めない場合は、違法性に問われることもあると思いますが、先ほどおっしゃったのは、交付金の減額などがあり得るといこういう理解だと思っんですけども、必要な手だてを取れば、違法性は問われないということだと思っんです。

答弁ありがとうございました。実は1年ぐらい前の全国的な調査ではありますが、独自の制度として、自治体が25以上の、全国で制度を持っています。

それで、その中ではですね、9自治体が高校生の世代までを対象にして、所得制限なしで、第1子から減免している。こういう自治体があります。あるいは、全額免除については3自治体。福島県南相馬市に続いて、来年度つまり今年になると思いますが、白川市とか宮古市が実施予定になっています。

こういうことで、全国的にはやはり全国知事会が示している要望のように、やはり子供さんの均等割を機械的に賦課するやり方っていうのはやはり大変な負担になっていると、こういうことを言っているわけですので、やはりその大変さに伴うようなアクションをですね、全国で起こしていくことが、全国知事会の要望を後押しすることにもつながると思っんです。

ただし、財源も必要ですので、いろんな工夫が必要だと思っんです。今、今年度で、通告にも出させていただきましたけども、子供の均等割の総額っていうのは幾らぐらいになっておりますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 令和2年4月1日現在の18歳未満の被保険者数、これは222名みえます。これで、医療分に関する均等割は2万7000円です。また後期高齢支援金分として、均等割もかかりますので、これが8,300円。これらを222名分ということで、単純計算しますと、783万6600円の保険料となります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

私はこの783万の全額を全てね、免除するというようなことはあえて申しませんけれども、例えば多子世帯で、3人以上子供さんが居られる場合には、3人目からは減額するとか、もう少しその財政状況に見合ったかたちで何らかの減免軽減策を考えていただきたいなということを強く申し上げて、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） これで、松木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10時20分まで休憩といたします。

（9番 田牧 正義 議員）

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

3番目の質問者、田牧正義議員の質問に入ります。

9番、田牧議員。

○9番（田牧 正義） 9番、田牧です。議長に許可をいただきましたので、一般質問に入ります。

方式は、一問一答方式で進めていきたいと思っております。項目は2項目ございます。1つは、多気東部土地開発公社について。そして2つ目が新型コロナウイルス問題についてでございます。

では1項目め、①点目。

クリスタルタウン工業団地については雇用創出から雇用確保のために開発したとお考えでしたが、（但し製造業のみから全方位に取り組んでいこうと進めている）気持ちには変わりございません、との回答ですが、今も同じと考えてよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

平成30年12月議会、そして令和元年6月議会で答弁しましたとおり、流通やデータセンターなどの業種も含めて、全般的に取り組んでいこうという気持ちには変わりはありません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 変わらなければいいんですが、ちょっと6月ではなしに3月にお答えになったことだと思います。

それでは②つ目のところになりますが、これは町長が直接お答えいただいていたわけですが、「財調を活用させてもらっている。町の町政運営、また予算運営に支障をきたしているなら、我々は本当に反省しなければならんと思うけれども…」とあと続くわけですが、今も足かせ等予算運営に支障をきたしていることはないとお考えでしょうか。そのあたりをお答えください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 財政調整基金の活用について、予算運営に支障をきたしていることはないのかという質問でございますが、そのとおり、支障はきたしておりません。

昨年の当初予算の財調の残高見込みで比較しますと、約3億4800万円ほど財政調整基金がふえております。これも一重に、シャープやダイヘン、林純薬などの企業誘致に携わっていただいた、その当時の関係者のおかげだと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それでは、次の③つ目。

これは昨日も企画調整課長に「一式」となっているので非常にわかりづらいと、こういうことで、今日答えていただけるように準備してくださいということはお願ひしました。要は、3月末で東部工業団地のほうの決算っていうか、報告もあるわけですが、こちらの数字を私の今回の質問の中では引用して、全て進めていくわけですが、「一式」ではわかりづらい。だから賃借料である5,041平米を含む、総売買面積、今後売却可能面積、これを詳細をお聞かせて下さい。

特に、今回契約されましたことに附随して、町道を設置されるわけですが、当然町道は売れる面積からの引き算になります。ですからその面積等も含めて、今後どれだけの売ることのできる面積が残っているのか、こちらのことを数字でお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 売買契約を完了した面積につきましては、4万2156平米で、今後売却可能面積につきましては、マックスバリュの東側の売却地分が5万2800平米、コープみえの北側になる売却地につきましては、1万2210平米で、合計で6万5010平米（1万9700坪）がございます。

今までに契約済につきましてですけれども、日新化成製作所につきましては8,154平米、中部プラントサービスにつきましては8,766平米、生活協同組合コープみえ、昨日質問されたわけなんですけれども、それにつきましては1万1937平米、それと多気第二バイオパワー5,709平米でございます。

そして、借地についてでございますけれども、ユーグレナさんの部分につきましては、トータルで7,590平米がございます。しかし、そのうちの借地料をいただいたのが、田牧さんご指摘の5,041平米でございます。

そして道路でございます。新たに道路を新設させていただいた部分につきましては、確定面積ではございませんけれども、3,450平米でございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 今までに売買できたもの、それから借地、町道と、数字を今回初めていただきました。それで最終的に3月末で町道等も引いて、あと販売可能な面積をもう一度再確認させてください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほども、答弁させていただきましたが、6万5010平米でございます。先ほど言わせていただきましたけども、6万5010平米でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） そうすると、このあと報告事項で出てまいります12ページにある長期借入金明細表っていうのがございますが、こちらに13億3876万2600円、これが長期借入金の明細ということであるわけですが、これは、この13億、これを6万5010平米で割ったら、単価が出るはずなんですけども、要は、全部13億を消化しようとする、これを割った金額以上で販売しなきゃならないと。こういうことになろうかと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） それで割ってしまいますと、かかった経費がゼロで公社としてはマイナスが出ないということなんですけども、その中でも、前回も言わせていただきましたが、調整池とか、公園とか、それと散策路、のり面等の面積がございますので、その部分にかかった経費につきましては、公社（町）で購入させていただいておりますので、額が上がってくると思います。そやでその額では売買はしません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 実はこれが今までのだいたい私が一昨年の12月からずっとこのクリスタルタウンの工業団地については毎回質問しているあらかたなんですね。ところが、今回平成26年9月26日の全員協議会報告書、それから12月16日の全員協議会の報告書。これを当局から入手することができました。さらにそれ以前にしています、このパンフレットですが、これが当町の企画調整課がつくって各企業へ回っている折の資料です。

そしてここには、どういようなことが各企業にいつてるか、それは要は単価についても5万8000円、これについては前回副町長に聞きましたら、要は松阪の工業団地が6万円と、それよりも先にある多気町の工業団地だからそれ以上にするわけにはいかないと。そういうようなことで、初めから5万8000円という値段を想定して開発されたということが見えてまいりました。

そして、先ほどののり面等というものについての話ですが、この始まる前に私は既に副町長と総務課長にここの部分をお聞かせいただきますよということで、事前に言いました。9月26日付の全員協議会の報告書、これの1ページ目の下のほうです。要は、先ほど言われた「のり面、調整池等、自治体等で負担すべきとの国からの指導もあるようで、当町としましても、全てを立地企業に負わせることはせず、立地条件に相応した妥当な価格にて売買し、町が負担すべきものと思われる経費については、あとに立地企業から恩恵を受ける雇用とか税金などで改修してきたいと考えています。」とこのように書いてある。

まず、この指導、国がこういう事例はあるというようなことは、言われるケースがあるでしょうけども、国がこういうように町とかそういう開発に当たって、指導をして、万が一うまくいかなかったら、ある種の意味での責任追及されますから、まず指導というようなことは手法として私の頭の中ではありません。ですから、ここの指導についてどなたがどういうような意味で、ここに「指導」という言葉、国がそういうようなことを言ったと、全員協議会の資料にこ

うやあって残ってるわけですから、お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 26年9月26日の議事録、担当者が答えた答弁要旨でございませけれども、その「国からの指導もあるようで」ということを答弁しておりますが、これにつきましては、一度、確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 確認させてくださいって、もう定年でおやめになった方がこのように指導と書かれたと。ただし、これが出ている以上、副町長、町長、ご覧になってるんですよね。違いますか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 田牧議員、ちょっとこの場、一般的な事務の質問ですんで、あんまり断片的な尋問みたいな質問はやめてください。

○9番（田牧 正義） はいじゃあ、あとで回答いただけるっていうことですから、ここの部分はこれで終わります。

○議長（吉田 勝） 久保町長。

○町長（久保 行男） 田牧議員のほうから、開発指導の中で出たことやと思います。ですから、回答はいたしません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それじゃあ同じく9月26日全員協議会報告、こちらの3ページ目になるんですかね、実はこれは、町長がお答えになってる。「単価的に厳しい部分があるが、町長に就任したときには、既に単価も決まっていた。山のままだったので、いくつかの話はあったが無理だった。このままでは企業が来ないということで、立木補償、土取りから始め、2億円弱の始末ができた。」

と、こういうようなことをお書きになってます。

ここで、その下にある企業誘致について、「中南勢という場所の問題で、北勢は良いが、中南勢は難しい。」これは一般的な話。

私がここに大きなこの県がつくってる地図、これが2～3回前の折にした、町をとというような意味で、私県庁のほうへ行って、ある種の方には、30部ほどもらってきて配布した地図です。県の把握してる。ほいで、こっち側のほうに、載ってる内容のことが夕刊三重5月25日、東海・南海連絡道ということで、松阪市と五条市と結ぶとこういうような記事も出ました。さらに私は伊勢湾岸高のところで、42号線は浜松まで国道としては地図上は行ってますよと、こういうような話もしたのは覚えていただいている。要は何かというと、その折も言いました。東名阪道よりも南にある地域、こちらには経済の血が非常に流れにくくなってますよ。ですから津の北部のほうの工業団地等も売るのに苦労している。松阪の工業団地しかり。それよりもさらに南にあるクリスタル工業団地が、売りやすいはずはない。これはもう開発当初から先ほど言ったように、単価も決めなきゃならない、それから要はいろんな補助、こちらは立地奨励金あるいは税制での補助、要はそういうもの全部足さなきゃ来てくれないような工業団地を、私の目からすれば、要は町長は事前にそういうようになってた。単価まで決まってた。しかし、私たち町長に常々お話してます。町長にやっていただきたいこと、それは、ゴーなのかストップなのか、右なのか左なのか。その信号を出していただくのが一番の町長にお願いしたいことだということで、町民も私ども議員も、思ってるわけです。

ところが、残念ながら町長は、就任された折に既にそこまで決まってる、信号を出せる、要はストップの信号を出せる機会はお使いにならなかったんです。そういうことで、現在に至ってる。そして26年で全員協議会でいろいろしてるけど、現実、先ほどから言ってるように、まだ13億何某、財調が塩漬けになってる。これは事実ですから、仕方がないでは済まされないということになります。

じゃあ、なぜそういうようなことになってしまったのか。要は、町長は多気町と勢和が一緒になって、新しい多気町になったわけですが、どうしてもこの相可中心に、要は集約して物事を進めたいために、このクリスタルタウン工業団地をストップかけられなかった、ところが、ここにこういう、これも地図ですが、用意しました。これは何かというと、一昨年7月まで稼働していた工場、これが閉鎖になりました。それをある企業が3社ほどで購入されて4月から工場新しくたててみえる。多気町内にですよ。要は、この土地の単価を考えますと、クリスタル工業団地、これがとてもでないけど足元にもよれない金額で実際に売買されてるんです。ですから、今後とも、特に今回コロナ問題で各企業は冷えていきます。おそらく誘致はさらに難しくなる。それが、1年2年で終わるんじゃないしに、東北大震災でいうと、津波の影響でのことってというのは8年とか10年とか経てばある程度外観的には変わる。要は何かって言うと、今回コロナに関してのことは企業の力を、要は福島原発、これと同じで、何十年もかかるような、領域へ行ってしまった。ですから、多気町にしても、こういうような土地、さらにもっと広い土地もあいてます。これは、あとで必要でしたらコピーは置いておきますが、クリスタルタウン工業団地と同じぐらいの広さ、ここには、ここ十数年で、3社4社と企業が来てます。

○議長（吉田 勝） 田牧議員に申し上げます。質問要旨に沿った質問をしていただきますよう、余り拡大解釈にならんように。

○9番（田牧 正義） ④番目、5番目のことなんですが、いずれにしても、このあたりのところを、きちっと正確に掴んで、そして、クリスタル工業団地については、そろそろ最終的な方向づけを当局としては考えていただくと、こういうような時期が迫っていると。ですから、もう少し全方位ではなくて、多気町全体をきちっと把握して、要は、工業団地についても、当局だけではなくて住民の知恵も借りて、何とか財調を早く償却できるような方向に舵を切られることを望みたいと思いますが、そのあたりについての考え方を考えるおつもりがあるかどうか、お答えにください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳）

今後の見通しにつきましてということで、年内に今、土地の購入をされる決定待ちの業者が1社ございまして、そこで今進めているという状況でございます。また、最終的判断をされる時期という質問でございますが、今のところ、企業誘致が最優先でございまして、そのようなことは考えておりません。

また、先ほどの地図見せられたと思うんですけれども、片野のたぶん業者、工場だと思えますけれども、その場合は、やっぱり民民の売買になってきておると思えます。その場合はやはり安くなってたんではないかなと。東京の方が持たれておって、ずっと買い手がつかなかったという土地だと思うんですけれども。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） まさにその土地ですね。4月から工事始まって、おそらく秋口には稼働始めると。要は民民とおっしゃいましたですけれども、要は非常にこちらのクリスタル工業団地については、開発そのものが相当の無理があるから、今後とも非常に売りにくい商品になっているということだと思います。

さて、工業団地について、何か今後、もう全然考えを変えることはないとおっしゃいましたですけれども、そのまま進められるということで、よろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） そのとおりでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） じゃあ、これ1つ飛ばして最終的なというので話しましたのでその前に、全員協議会の資料はいただきましたが、財調を使うというようになったわけで、実際に使ってるわけです。これで、議会とか町民のほうに、当局として、財調を使うことのもろもろについて、決裁等が必要な部分はあったのではないかと私は考えますが、これはいつ行われたのかお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ④点目の質問にお答えさせていただきます。

財政調整基金の活用につきましては、平成26年9月26日及び平成28年1月22日に開催されました全員協議会、そして25年6月議会で、工業団地の造成本体工事着手の債務負担行為に関する予算決議を得て進めてまいりました。

そして、金融機関からの短期借入金が、28年度で1回目の返済期限を迎えることとなりましたが、返済額全額を満たす売却収入がなく、新たに借りかえを起こすと、その際に発生する借入金利息を町で利子補給することという形になります。

なぜ公社でこの利息を持てないかというと、公社の現金預金がなく、新たに借り入れをしなければならない。そうすると利息が雪だるま式にふえていき、分譲価格がさらに上昇し、販売が難しくなるために、町の財政調整基金からの借り入れることを、お認め願ったものでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） じゃあ再確認します。要は財調を使うのは、平成28年1月22日、このところで要は全員協議会で報告なのか、本会議での決裁をしているのか、そこを具体的にお答えいただけますか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 議会では、債務負担行為の決議をいただいております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） ちょっと私聞き取りづらかったんですが、議会では何とおっしゃいましたか。

○議長（吉田 勝） 副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 債務負担行為に関する予算の議決をいただきました。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 要は債務に対する予算のところ、これを入れて、財調を使うということを決裁をしたと、こういうような感覚で今も見えるわけですね。それで間違いないですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 債務負担行為の決済はそれで間違いありません。

それで、全員協議会でも説明をさせていただいております。28年1月22日と26年9月26日にこの件について話をし、議員の皆さんから質問をいただいております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） そうすると、町民に対しては、今まで一度も具体的に財調を使うこと、それからこれだけ塩漬けになっていること等の説明はされていないという解釈でよろしいでしょうかね。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 毎年当初予算組むときに対しましても、町民の方には

相談はいたしておりません。この件につきましても、町民の方には相談いたしておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 一応、私なりの結論を言います。

このクリスタル工業団地、こちらについては、毎回一般質問で質問してるんですが、何らかの形で当局が具体的に町民の声を聞いた上で新たな方向を模索する等のことが私なりに見えてきたら、次回からは、その模索してる間は一般質問の中ではこの問題は取り上げないでいこうと思ってます。しかし、何もそういうことをやられないのであれば、今後、さらに奥深く資料をそろえて質問していきたい。

ですから、私1月以降に、情報開示で盛んにこの問題でいろんな資料をいただいています。まだその整理をするところまでいっておりませんが、そのあたりについて、次回以降もするのかどうかで、町当局が、私の目から見たらあくまでも、クリスタル工業団地をどのようにしよかというのをお考えになるかということについて、私なりの判断をさせていただきます。ということで。

それでは、あとの時間をコロナウイルス絡みのことにしたいと思います。

コロナウイルスでいろいろと本当に今回問題を提示していただいたんですが、私は残念ながらアナログ時代の人間ですから、今回の学校もそうですが、テレワーク、こちらのほうのようなことができる時代になってしまってる。はっきり言って、私は今回のこれを見て、「あ、ここまでできるのであれば、私の世代は終わったな」と、はっきり言って私は今回のもので、いろいろとやってみえるのを見てると、自分はもう振り落とされたという認識しております。

ま、例えば、仕事もそうですが、学校の生徒さんでも不登校の生徒さんが、オンラインなら出席できたと、こういうような事例も出てきてる。「そうなんや。人間同士が会う登校はできやんでも、オンラインだったらできるんや」と。

こういうような事例も。

それから、ちょっと私今日寝不足なんですけど、夕べ、実はちょっと整理してまして、ふとNHKかけたらテレワークで令和会議をやってみました。テレワークは有効かということで、こういういろんな方が8人ほどがやってみえたんですが、これができるということは、本当にもう今のところから振り落とされたなど、こういうような感覚で見えておりました。

ですから、今回のこのコロナ、これに絡んで、逆に災いを福となすと言いますか、例えば、ここにあるように、テレワーク事態は難航というような記事もあります。しかし、ある種の自治体は、うまくこれを乗り越える方法を見つけて、進めてみえる。どうか、私のようにアナログ人間で、振り落とされたというように諦めるんじゃなくて、町当局はテレワークするのにどうしたらいいの、先ほど山際議員がこの出勤とかその他についても、時差、あるいは職員のこういうウイルス感染したらどうするかとかいうような質問もしてみえましたがけれども、どうか当局は、このコロナに関して、起こった諸問題を後ろ向きではなくて、前向きに捉えて、いろいろな手を打つことに努力をしていただきたいというお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田 勝） 2項目目のコロナに対する答弁はよろしいんですか。

○9番（田牧 正義） ほかの方もいろいろコロナについてされるので、私の気持ちだけ伝えて、答弁は結構です。

○議長（吉田 勝） 以上で、田牧議員の一般質問を終わります。

（4番 坂井 信久 議員）

○議長（吉田 勝） 4番目の質問者、坂井信久議員の質問に入ります。

4番、坂井議員。

○4番（坂井 信久） 4番、坂井でございます。ただいま、議長のほうから発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めます。

今回私は、一問一答方式によりまして、1点の課題について通告をいたして

おります。それは今後の防災対策についてでございます。

昨年末に中国の武漢で発生をいたしました新型コロナウイルスによる感染が、今や全世界に波及し大変な猛威、脅威となっていることはご承知のとおりでございます。

我が国におきましても、日々感染者数が増加の一途をたどり、本県では早期の対策が功をなし、感染者数が一定程度で収まっているところであります。しかし、この多気郡内でも感染者が発生しており、予断を許さないところであります。1週間ほど前にも、イオンで関東圏から来た物売りにきた職員の方がですね、7日に発症したという連絡が入ってきておりまして、まだまだこの地域も予断を許さない、こういうところでございます。

今までの対策では、対応できないことが多数あるように思いますので、これらについてお伺いしたいと、こんなふうに思います。

それは、防災においてもこれからの季節から発生するであろう台風に対する防災対策、それからいつ起こってもおかしくないといわれる東海・東南海地震対策でございます。

台風やゲリラ豪雨などについては、地球温暖化の影響により年々大型化、降雨化が予想され、直撃を受ける地域では被害が大規模化になっております。台風被害につきましても、過去におきましては、旧相可地区、これ両池上は除きますけれども、その地域は床下床上浸水が発生しております。ゲリラ豪雨では多くの急傾斜地、あるいは山間部におきまして、土石流の発生が過去にはございましたし、近年では佐奈地区でも大規模な土砂崩れも発生をいたしました。これもご承知のとおりでございます。また、風速が強くなり年々なってきます。現在の設計基準では、現行の台風の風速よりはるかに低い数字で設計してございますので、屋根等の被害が非常に多い。千葉県でも、昨年来ですか、大規模の発生をして、大変な被害があったところでございます。

地震被害につきましても、本町は東海地震の震源域に全町が含まれております。まさに直下型地域に入っておるわけでございます。

そして皆さんがご承知の、紀伊半島を東西に横断する中央構造線でございますけれども、いわゆる海岸部におきましては二見の夫婦岩の付近からずっと和歌山県ですね、有田のほうへ抜けておると、こんなふうに言われておりますけれども、本町では、外城田地域より勢和多気インターチェンジより勢和地域を通過している。これはもうわかっております。またその査証といたしましては、構造線の下にはですね、水銀鉱脈があるということはもう既に知られておりますし、現に丹生地区でもたくさんの水銀鉱跡があるわけでございます。これは、糸魚川のほうから発生しております、静岡県のほうでもですね、同様にやはり水銀鉱脈が発生をしておることから、間違いなく多気町はですね、いわゆるこの構造線上に存在する町であるということで、これにつきましても予断を許さないというところであります。

そして、以前にも発言をいたしましたけれども、本町には構造線よりも心配であるのが活断層の存在でございます。鈴鹿市より勢和地域に達する、これは勢和地域は片野から波多瀬の間、最終的には朝柄を抜けて土屋の手前ぐらまでですね、地図上では、この布引山地東縁断層帯がございます。東海、あるいは東南海地震が発生したときの予想されるマグニチュードは 7.6 であります。これはおそらく震度は 6 強以上になるのではないかとと言われておりますけれども、いずれにいたしましても、被害対策を早期に講じることが求められております。

以上のことを踏まえて、以下の質問をいたしますので、よろしく願いいたします。いずれにいたしましても、今回の質問につきましては、このコロナウイルス感染が今こういうふうには発生をしておる中で、いわゆるこういう災害が発生すると。いわゆる複合的にですね、こういうふうな場合起こったときが、今までの対応策では無理なんではないかということで、そこら辺を中心にお聞きをしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

まず、今現在の防災計画では、避難箇所が 18 カ所とこんなふうになっております。8 優先カ所がありますけれども。今後はコロナの関係によりまして、

3密を避けると、こういうことが実は求められておりまして、この先般より新聞等でもですね、再々こういうふうことが記載をされております。これについてのまず基本的な考え方をお聞きをしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） それでは坂井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、避難所についてのご質問でございます。国・県の指針によりますと、ホテルやですね、旅館を避難所として活用を考えるようにというふうには、指針等出ておりますけども、本町内、御存じのように、ホテル等は少ないという状況もございます。町が指定いたしました避難所の収容人数によりまして、状況によりましてはですね、各自治会へお願いをして、自治会所有のですね、集会所等が利用できないか、というあたりを現在考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） まあ、おそらくそういうことになるんだろうというふうに思いますが、実は、今回私は申し上げたいのはですね、いわゆる分散避難、あるいはそういったことになると、車中避難というようなことがニュース等でも報道されておるわけでございます。

そのときに、特に私はですね水害、台風時におきまして、相可地区の場合ですね、特に私が在住します相可地区については、相可小学校がおそらくや、これ難しいというふうに考えておりまして、そうなるとまいますと、この役場周辺のですね、土地にまあ避難をする。あるいは多気中学校の校庭ですか、そういったところになるかと思うんですけれども。いろんな人口、あるいは在住するそういった方の数から、世帯数から考えますとですね、そこでは少し確保できやんのではないかということで、以前にも大阪変圧器^{※1}が一時避難場所に

なっております、それはまあ断られたということですがけれども、いわゆる車でですね、例えば避難をするときでしたら、あの場内にですね、車が相当数とまるんではないかと。あるいは、日新の場内でもですね、おそらく同じぐらいかかってというようなスペースがあるんだろうということで、私はそういったところへですね、働きかけをしていただいて、是非そういったところにも車中避難ができる。そういったことも是非私は検討なりですね、企業さんのほうにお願いをしていただきたいと、こんなふうに思っておるところでございます。

それは再々申し上げておりますように、相可地区につきましては、避難時間については、おそらく池上橋を超えて役場へ避難することがもうできません。私前も申し上げておりますようにですね、避難水位の上昇が早うございますので、場合によって、佐奈川、これが西山橋のところでですね、3メートル80程度を超えてきたときには、五佐奈・西池上ずっと流れてくるわけでございまして、おそらくや、あの西池上を渡る時間帯によってはですね、避難することができやんということで、その避難の時期のタイミング、町が出すタイミングも非常に難しいんですけれども、そういったことからですね、是非そのもっと身近に、近くにですね、例えば車中泊でも結構ですから、避難する場所の確保という見地でそういったところへ働きかけをされると、こういうお考えどうですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 特に相可地区を中心にご質問をいただきました。

確かに、その大雨が降りますと、佐奈川、それから櫛田川あたりも非常にこう上がってくるあたりがされます。

1つ町として、平成29年が1つの契機だったんですけども、極力早くですね、その情報を住民の皆様にお伝えして、避難準備を早期に出すと。また避難してその雨も降っていないような状態ですけどもう夜に確実にそういう大雨が予想されるということであれば、まずはですね、やっぱり昼間。夜間になかなか移動いただくというのは非常に難しい。それは歩きであっても車であっ

でもそうだと思うんですけども、なるべく昼にですね、早めに出していただいて、そういった状態であれば、例えば役場周辺までですね、お越しいただくことも可能かなというふうに思います。なかなかこの人間的な心理で、なかなか近づいて来ない。あとで回りがこう水が上がってきてからという場面も、当然議員ご心配されるの想定されます。そういった場合は、以前にもちよっとご指摘いただきましたよう、河田にあります企業様につきましては、なかなかちょっと場内というのは難しいんですけども、その前にある部分であれば、車をとめていただくことは可能ですよ。ご返事もいただいておりますので、そういったところをご案内するのも方法です。ただ、車中泊と言いましても、基本的には1日2日が限度かなと、ああいう狭い車中で家族皆さんが寝起きされると、やっぱり健康的なところ、やっぱりありますんで、まずは町としてはできる限り避難所という建物にですね、ご移動いただくというのが一番の方法かなというふうに思います。

あるいは、町内でもし無理であれば、例えば車ということであれば、もう町外へ場合によっては、町外へ出ていただくということも、当然あり得ると思いますので、なるべく町内にこだわらずにですね、状況によっては、もう町外へ行っていただく、あるいは今回もコロナ関係で出てました、例えばもう親戚のおうちがっていうことであれば、そういうところにも移動いただくとかですね、いろんな方法が考えられるかと思っておりますので、そういったものも住民の皆様にお伝えしつつ、確実に避難していただくような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、この早期の避難っていうことを是非心がけたいというふうに思います。私もまあいろんな経験上、この役場の前のこの旧42号線がですね、10センチ程度冠水する。これはこれで事実でござ

いますし、町長も旧に職員しておった何人かはわかっておる、ということになりますと、津田地区の方も、あるいは佐奈地区の方もですね、この国道を通じて役場へ避難することが非常に難しいございますので、是非そのタイミングをですね、今、総務課長がおっしゃったように早めに出していただくと、このことが肝要かと思えます。

それでは次の質問にいくわけでございますが、これからの災害時の備蓄用品も、この新型コロナウイルス感染対策に鑑みた物品が必要と、こんなふうに思っております。こういったことにつきましてもですね、特にいわゆるソーシャルディスタンスっていいですか、いわゆる間隔をとると、あるいは仕切りをするとか、いろんなものが必要なんだろうと思っております、こういうようなことは、今後、準備をされる、あるいは自主防災組織にもですね、そういったことを教育されるなり、助成をしていくのか、そこら辺について、少し伺いたいと、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） それでは坂井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず災害時の備蓄品といたしましては、通常マスクであるとか、手指消毒液、それから非接触型の体温計ですね、それから段ボール製の仕切りなどをこう考えておまして、一部につきましては、実は今回の補正予算案にも必要な予算を計上しており、予算成立後速やかにですね、そういったものを購入していきたいというふうに考えております。

なお、自主防災組織にもちょっと触れられました。自主防災組織の方にも、先ほどのいわゆる避難所関係も場合によっては、お願いすることになるかもしれませんが、自主防災組織向けにもですね、マスクであるとかですね、それから手指消毒液等、ちょっとなかなかそこにおみえになる世帯っていうか、集落の方全員についていうのはなかなか難しいかもしれませんが、一定の量をです

ね、また自主防災組織にもお渡しして、ご活用いただくかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。是非私も同様のことを思っております。段ボールあるいは検温器、マスク、消毒等、そういったことも全部準備していただいておりますね、万全の対応をとれるように、対策のほうよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから次に、いわゆる自助、共助、公助のこの基本はですね、私はまあいかに災害が複合的な災害が起こりましてもですね、おそらくこれは同様であるというふうに思っておりますけれども、あるいは今回このコロナウイルス感染対策上ですね、こういったことについて、いわゆるその密を避ける、あるいはソーシャルディスタンスっていうようなことが出てきましたので、若干そういったことの見直しって言いますか、そういったことはどんなふうにお考えなのか、私もちょっと知見がありませんので、なんかそういったこともお考えであればですね、そういった点についてもお伺いをしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 基本的にはですね、今までの自助、共助、公助の考え方には変わりはありませんが、今回、新型コロナウイルス感染症対策につきましてはですね、その避難所っていうよりは、どちらかというと医療的な取り組みが、当然必要となってまいります。現在の避難所の機能でいきますと、例えば隔離された部屋とかですね、場所の確保等に、十分に対応できないことが考えられます。県におきまして、災害発生時における、感染症に係る医療体制のですね、確立をお願いするとともに、町におきましては、保健師という専

門職おりますけどもそういった対応が、今までにない対応が新たに必要ではないかというふうにと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非そういったことも、今おっしゃったようなこともですね、早期に実現をしていただくように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

④番目に入ります。

新型コロナウイルス感染対策上、これからの災害時において消防団、あるいは自主防災組織、こういったいわゆる協力していただけるいろんな組織がございますけれども、こういった人の行動規範ですね、いわゆる先ほど申し上げましたように、密を避けるだとか、あるいは濃厚接触、あるいはソーシャルディスタンスというようなこともですね、考えあわせますと、やはり若干の変更が必要ではないかなと、私はちょっとそんなふうには思っておりますので、そういった行動マニュアルっていいですか、そういうようなことは今後ある程度作成されるっていいですか、基本的なことだけでもですね、そういったことを決めて周知をされるのか、そこら辺のことについてお伺ひしたい、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 現在のですね、町が作成しております避難所マニュアルにおきましては、いわゆる衛生面に関する記述というのはございますが、県において、避難所マニュアル指針が先月末ですね、5月末に改訂されたことを受けまして、本町としてはこれから必要な改訂を進めていくということになります。その中でですね、先ほど議員ご指摘いただきました消防団であるとかですね、自主防災組織にかかわる部分も必要な改訂を行うっていききたいという

ふうにご考慮しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、県のほうも確か5月30日付の新聞でしたかね、そういうようなことをやっていくというようなことが記載がございましたので、そういった方向で取り組みを早急に進めていただきたいというふうに思います。

少し話は前後はしますけれども、今回私は特にそのお聞きをしたいというのはですね、その複合災害ですね、冒頭にも申し上げましたけれども、コロナがある中で、例えば、今年の台風が来る。また台風のとくに、例えばですけども、まああってはならんけども、地震があるというようなことも、これ絶対ないとは言いきれやんわけでごさいますして、特に、冒頭にも申し上げました南海トラフの問題でごさいますして、あるいはここについては、政府のほうではですね、いわゆる半割れのときの対応についてもいろいろ考えていく、あるいは一定程度のはですね、基本的な考え方を示しております。半割れのときについては、まあ応援に行かず、自主待機をすとかですね、いろんなことが記述をされておるわけでごさいますけれども、そういったことのとくにも、私はやっぱり想定をして、いろんなこと考えていかなあかん。まあこんなことについて、少しこの複合的なですね、災害のときの総務課長のお考えっていいますんか、こんなこと心配しとるとか、あるいはこんなことやってかんならんらうなっていうようなことごさいましたら、少しお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 今、複合的な災害ということでご質問をいただきました。

確かに、以前に比べまして、最近もそうなんですけども、台風が接近中に例

例えば東北地方で地震が発生したとかですね、実際議員の指摘されるように、現実におこってきているところがございます。さらに今回新型コロナウイルス感染症というのが発生してます。現時点ではこれがまだ科学的にはっきり解明されたわけではなくて、いわゆる私たちの現状ではもう正体がわからない、どういった対応をしたらいいかというふうな、すごく不安に駆られてるところなんです。こういったものを抱えながら、実際に避難所を開設したりとかですね、そういった台風とかいうふうなことが果たして1つの1町としてそれらを全て、確かに住民さんの命、財産を守るっていうのが一番の使命でございますが、1町で果たしてどこまでそれが対応できるのかどうかということで、複合災害に対しては、もうその行政機関もある意味複合で対応していかないと、国や県のですね、あるいは場合によっては自衛隊とかそういったいろんな国の組織がございまして、そういった力を十分お借りして、していかないと、1町だけ、あるいは職員だけでというわけにはとてもまいたらないというふうに考えております。

さらにはその町としては避難所を設置していきますが、台風のあと、例えば地震がきて、避難所そのものが被災をしてしまった場合、じゃあその避難された方々は次どこへ行くんだということもあります。その状況状況で判断をしていかなければいけないのかなというふうに思います。そういった場合は、もう行政圏である町をこえてですね、他町にまで応援をお願いしなければいけないということもありますし、それからさらには、以前にもご報告させていただきましたが、静岡県の袋井市のほうにつきましては、原発の事故が起きたときに、その一部の方を多気町で受け入れると、こういった計画も入ってきております。もういろんなことがこう広域でしていかないといけない部分があるのかなというふうに思いますので、まずは複合的なものに対しましては、町も、町だけにこだわらずいろんなところ、当然民間の力も借りながらですね、していかねばならない。ただそれが1つの回答でいけるかというとなかなかそれは難しい部分がございます。その場その場できちっと適切な対応をしていかなければ

ばいけないのかなと。果たしてそのやり方がそのパッと私たちが実際に経験したときに答えが出せるのかなというのが、一番の不安でございます。これはもう皆さんと相談しながら、していかなければいけないのかなというふうなことでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。是非あくまでも非常に経験がですね、これはどなたにとっても乏しい懸案の問題になろうかと思っておりますので、いろんな知識なりですね、県あるいは国等のそういったことも示されることも参考にさせていただいて、多気町にとって有益な物をつくっていただきたいというふうに思っております。

最後に、このそういったことを包括したようなですね、いわゆる多気町の防災計画にあるわけでございますけれども、そういった新型コロナ感染対策等も含めた包括的なこの防災計画っていうものをおそらくこれから作成されるんだろうというように思っておりますけれども、こういったこれからの予定がですね、総務課長の中で描いておられましたら、少しお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 先ほどちょっと避難所マニュアルについては一部ふれさせてはいただきました。いろんなこうマニュアルっていうか、計画が今の現時点でのいろんな知見を合わせた計画は策定をされております。

ただ、今後ですね、マニュアルを変更していくということになれば、当然、一定の時間を要しますし、なかなか町のレベルでは、どうやってマニュアルを変えていこうか、やっぱり国の専門家とかですね、いろんな方の専門家の知見をお借りしながらマニュアルを変えていく事になろうかと思っております。

ただ、しかしながら一方です、いつその避難所を設置しなければならないか、当然わかりません。明日にも設置しなければならないかもしれません。先行して作成されている国や県の指針等を参考にですね、現在の本町のマニュアルのみに固執することではなく、状況に応じて柔軟な対応を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） まさに今、総務課長がお話されました、いろんなものを参考にしながら、弾力的にですね、やっていただくと。

一番実践向きって言いますか、この当町に合ったようなことを私は進めていただくことが肝要かなというふうに思っております。

少しずれるかわかりませんが、私は多気町の防災訓練も毎年参加をいたしておりますけれども、どうもその企業ですね、参加と申しますか、企業のそういったところが少ないように思います。やっぱりもっと呼びかけていただくことが必要ではないかと。それがために、ダイヘンの問題、あるいは日新さんも、あなたのほうにお願いしたわけですが、少しそういった全体多気町の企業さんの中にそういった防災意識って申しますか、それが薄いのではないかと。したがって、もっとう企業に参加をしていただく、あるいは企業の方だけ寄っていただいて、町のほうから指導なり協力体制をお願いするという場があってはいいいんではないかというふうに、常々思っております。そういったことの取り組みについて、何らか進めていただきたいんですけども、ちょっとそこら辺のことについて、どんなふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 確かに、今まで町の総合防災訓練等実施しておりま

しても、基本的には行政と住民の方という、そういったつながりを強く今まで
はしてまいりました。議員おっしゃられるように、町内にたくさんの企業さん、
していただいて、日々町のためにもいろいろしていただいております。まあ何
か発生したときに、企業さんご自身で、まず自分の企業を守られる。当然それ
が第一になってくると思います。その上でのさらに町のことをお願いするとい
うことになります。ただ、こちらとしては、やっぱり企業さんのその専門的な
ですね、知識なり技術をですね、やっぱり活用したいなというふうに思ってお
ります。ただ、形としては一応、町内外で、いろんなところで災害応援協定と
いうのを民間の企業さんも含めて、させてはいただいております。幸いにして、
今までそれを1回も実際に発動したことないので、これからも発動しないのが
一番いいんですけども、そういったことも含めまして、訓練というのをでき
るところから徐々にして、いろんな普段からそういうつながりをですね、持てれ
ばというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、そういった取り組みを進めていただきたい
と。先般もニュース等で東京都内ですね、自治会長さんなり、いわゆる自治体
の職員がですね、いろいろビルのオーナーにその避難所の問題でお願いしてお
るとかですね、そういったこれからではもう地域全体がですね、企業・個人縦
割りなく協力あるいはそういう意識を持ってですね、これに乗り切っていくと。
まあこんなことを報道されておるんたまたま私見ましたので、やはりまず森川
課長がお答えなられた企業さんについては一義的にまず自分とこのを守ると。
その中でもいろいろな啓発や機会を通じてですね、そういった意識を持ってい
ただけると、ある程度また全体的な協力、多気町に在住する方ですから、そう
いう気持ち、あるいは機運が生まれてくるのかなというふうにも思いますので、
是非これはですね、私はもっとその企業参加っていうものを呼びかけると。こ

れからの防災のそういったいろんなことに私はそういうことが必要でありますし、また企業さんの側にもある程度まあ社会的な責任っていいですか、そういったものが発生すると、私は考えておりますから、是非そういった呼びかけをお願いをしたいと。その点についてのご返事だけお願いというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 正しく議員ご指摘いただきましたように、その多気町内で、こう普段は違いますけど、なかなか一緒には生活をしてるところで、つながりあるのかなとは思いますが、企業さんは企業さんの事情がございますので、そこら辺はしっかり把握した上でですね、一方的に町からあれもこれもというわけにも、当然企業さんも対応していただけない部分もあろうかと思っておりますので、そこはやっぱりきちっと内容っていうか、把握した上で、今後そういう協力体制がつくっていければ、というふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。是非そういった、まず意識を持っていただくようなですね、取り組みを進めていただくということで、またこれから場合によっては起こり得るであろう、その複合的災害のことにも十分念頭にいただいてですね、これからのこういった課題、あるいは問題に取り組んでいただきたい、こんなふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、坂井議員の一般質問を終わります。

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（吉田 勝） 5番目の質問者、木戸口勉幸議員の質問に入ります。

3番、木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） おはようございます。それでは本日のトップバッターとして質問させていただきます。

通告をいたしておりますのは、4点でありまして、いずれも新型コロナ関連の質問でございます。

それでは順次質問に入らせていただきます。

第1番目の新型コロナ学校再開の課題につきまして、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新学期は2カ月の休校をし、通常授業は6月1日から始まりました。しかし、新型コロナは収束しておらず、感染拡大が懸念される中、第2波、第3波のことも考えなければなりません。

学校再開がされましたが、学校現場での課題は多くあります。どう対応していくか、お聞きをいたします。

まず学校再開に当たりまして、3密を避けるため、いわゆるソーシャルディスタンスではありますが、その工夫はどうされたのか。さらに、登下校での生徒数での多い学校は分散登下校されておるのか、とかですね、それから、30人学級のクラスは、3密回避はどうしているのか、といった点について、」まずお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず3密回避のための対策というところのご質問に対してのお答えをさせていただきますたいと思います。

文科省衛生管理マニュアルに基づいて、まず対応のほうをさせていただいております。

密閉の回避といたしまして、換気は常時、または30分に1回程度数分間、そのとき窓を全開にしたり、または2方向の窓を開けて行うようにしております。

す。また、エアコン使用時におきましても同様に換気を行います。体育館など広く天井が高い部屋でありましても換気に努めてまいります。

密集の回避といたしましては、学級内で児童生徒の間隔を、教室の広さを最大限に利用しまして、1メートルを目安に座席の配置を行っております。

密接の回避といたしまして、基本的にマスクを着用いたしますが、熱中症を考慮して、外すときは換気や距離の配慮をしております。

また、分散投稿につきましては、5月21日と22日につきましては、分散で登校をした学校もございますが、その次の週から、またこの6月1日からは分散の登校はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） もう1点伺います。

4月から2カ月間ですね、休校で授業日数が足らんだということですが、この2カ月間の授業日数の不足ですね、いわゆる勉強ができなかったわけですが、この分についてどう補うのか。さらに、聞くところによりますと、夏休みをですね、短縮するという話がほかの市町等も出ておりまして、こういったことも、適用しながらですね、授業日数を確保してくということなのか、この点について。簡潔にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

授業の時間数を確保するために、まず夏休みの短縮をはかっております。と同時に、冬休み、春休みにつきましては合計3日。夏休みの短縮につきましても対応のほうをさせていただきたいと思えます。

さらに、学校行事等の見直しや、点検も同時に行わさせていただいておりまして、それぞれ学校での報告をいただいているところでございます。

そういうのをあわす中で、授業時間の確保をはかっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 夏休みの授業ということにつきまして、少しおうかがいしますが、夏休みはですね、いつも一番暑い時期は7月20日過ぎからですね、8月いっぱい休んだるわけですが、これはまあいわゆる学校で授業ということになりますと、非常に暑いわけでありまして、登下校等も含めまして、いわゆる熱中症が心配でありますので、その熱中症対策で時間的なものも考慮しながらやっていただくということを是非お聞きをしたいと思うんですが、その辺で熱中症も合わせてですね、授業のほうのことのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 夏場の授業ということでお答えのほうさせていただきます。

まず、暑さ対策ということも含めてでございますけれども、各学校に今年度は、特別教室1室にも空調設備のほう設置を予定をしております。また、佐奈小の多目的ホールと教室高窓にも、遮光フィルムの設置は既に完了させていただいております。

熱中症対策といたしまして、それぞれの学校では、暑さ指数（WBGT）を参考に、運動場の使用制限の対策を講じたり、こまめな水分補給と休憩の徹底。暑さ対策として、例年日よけとして緑のカーテン・テントの設置などを行っております。

また、学校によって違いますけれども、それぞれの工夫がございまして、アスファルト部分への散水、あるいは手づくりミストの設置、屋外では、帽子の

着用等、考えながら創意工夫を行っております。

また、登下校につきましても、今それぞれの学校と議論をしているところでございます。来週には早速、臨時の校長会をいたしまして、その対策を話し合う予定をしております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 以上で、第1番目の学校再開の課題につきましては終わりたいと思います。

引き続きまして、2点目のコロナ禍を機にICT環境整備とオンライン学習につきまして、お伺いをいたします。

感染症拡大の第2波第3波が懸念されます。第2波ということになりますと、再び学校は休業と相成るわけでありますが、休業となった場合に、生徒が家庭にしながら授業を受けることができるオンライン学習は、何とでも必要であります。オンライン学習での宿題、宿題管理、先生と生徒のコミュニケーション、試験、生徒の見守り等々に、オンライン学習は、どう考えていくのか、お伺いをするわけであります。

今回、GIGAスクール構想ということで出ておりますが、今回のGIGAスクール構想はですね、児童生徒一人一人の端末機器整備と併せまして、通信ネットワークを一体的に整備をし、生徒全員に公正に教育を実現させるものであります。もともと文科省は2023年までに1人1台の整備方針を出しておりましたが、コロナ禍ということにありまして、こういうことで前倒しになりました。

まあいろいろとこう調べておきますと、2019年にですね、いわゆる全部整備をするつもりで文科省は予算を付けとったわけですが、これはまあ交付税というような中で対応しとったんですが、なかなかそれにはうまくいなくて、いわゆるほとんどの学校で整備するのには至っていなかったということが現実

であります。

まあそんな中でですね、ICT教育は、学力のみならず子供たちの気持ち、心の支えになると言われております。学校は社会や人間関係の学びの場でもあります。今ビジネス社会ではテレワークで仕事がなされております。教育にもオンライン学習が必要であります。GIGAスクールについてお伺いするわけです。

まず、ICT環境は3つの整備が必要ということで考えておりますが、生徒全員が、タブレット端末を持つこと。それから、全校全教室に校内LAN環境の整備がなされていること。現在はまあ聞いてみますと、学校内に2カ所あるいは3カ所のLAN整備ができていますということでもあります。これも全教室にLAN整備ができやんと使えんわけではありますが。さらに、一番の問題はですね、全生徒の家庭にですね、いわゆるWi-Fi環境が整備されないと、いわゆる家庭学習ができやんわけでありまして、そういったことをどうしていいのか。

今回の予算にも出ておりますが、こういったことも含めましてですね、この辺を今お聞きをした点について、まずお伺いをしたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 私のほうからは、GIGAスクール構想で目指す学校教育ということで、ご説明のほうさせていただきたいというふうに思います。

最新のICT機器を活用いたしまして、知識や理解の質を高めるために、協働学習や個別学習の充実を図り、主体的に学び、自らの考えを伝えるとともに、他者の考えを理解し、周囲と協働して問題を解決しようとする子供の育成を目指していきたいと考えております。また、今回のICT機器を十分に活用し、児童生徒に対し、一人一人の習熟度や学習速度に応じた個別学習を行うことができ、さらに知識・技能の定着にも大きな効果が見込めると期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

上山教育課長

○教育課長（上山 善也） 失礼します。私のほうからは、校内の I C T 環境についてってということで、校内の L A N 環境ですね、その環境についてということと、家庭における I C T 環境についてというところを私のほうからお答えさせていただきます。

校内の L A N 環境につきましては、町内小中学校の L A N 環境は、現在 Wi-Fi の環境となっております。

続いて、家庭における I C T 環境についてですが、家庭における Wi-Fi 環境、インターネット環境についてはですね、現在調査をしておる状況でございます。また、この6月補正におきまして、Wi-Fi 環境が整っていないご家庭に対しまして、通信機器整備費用を計上のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 一番初めにもですね、お伺いしたように、現在の小学校並びに中学校ですね、の校内 L A N は数カ所というふうに聞いておるんですが、全教室には全然整備がされていないということですが、これに対する答弁がありませんでした。

それから、調査をするということではありますが、この家庭、いわゆる全生徒ですね、全生徒は必ずその Wi-Fi の環境、いわゆる先生との双方向で全てができるような形にならんと、結局授業ってということになかなかできませんので、こういったことの中ですら、その調査をしながらということなんです、これは全て、事業としては、令和2年度で全て着手をしておるということになっておるようでございますので、教育は、そのいわゆる教育格差があってはなら

るので、教育はそのオンライン学習を、今日授業を受けられる子と受けられやん子があってはあきません。したがってですね、これは、確実に調査をしながら、確実に全生徒に全てのオンラインが、享受できるようにせんと、あかんわけでありますんで、その辺をですね、さらにお答えをいただいて、まずその今上山課長が言われましたのは、ちょっと抜けておりますんで、もう小学校の全教室に入ると、中学校の全教室に入るとは聞いておりませんので、その辺はもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長

○教育課長（上山 善也） 失礼します。答弁が抜けておりまして、申しわけございませんでした。

木戸口議員が言われるように、現在3カ所ほど各小中学校にアクセスポイントっていうのが設置をしております。それを受けて、各学校で教室で、Wi-Fi環境を整えて、現在はしておる状況ですが、今回この6月補正におきまして、そのアクセスポイントをですね、普通教室全てに設置をする予算の計上をさせていただいているところでございます。ですので、普通教室全てでWi-Fi環境が整うっていうことになります。

それと、その家庭における通信機器でございますが、先ほど言わせていただきましたように、現在調査を進めておる状況で、議員が言われるように、その調査の中で環境が整っていない家庭に対しましては、その通信機器を貸与という形でさせていただきながら、Wi-Fi環境の整備を整えまして、議員の言われるように、また緊急時等がございましたら、双方向で全ての児童生徒が学習環境ができるように、整備を考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 予算は確かに出ておりまして、まあ予算はお金は全て

これぐらいかかるという事業費が出ておるわけですが、実際これをまあいろいろこう聞いたり調べてみますですね、タブレットが対象になろうかと思いますが、これを全て整備する。さらに校内LANを全て工事をして終わるということになってございますが、これは全国、北海道から沖縄まで全て聞いてみますと、全校に全部するんだということでもありますんで、そこで想定されますのはですな、いわゆるそういう機器がおそらく不足をしてくるんじゃないかということで、今言われております。

機器もいろいろあるわけですが、そんな中で、この果たして、早く着工せんとですね、令和2年度で全て終わることができるんかどうかという心配がありますんで、その辺も、念頭におきながらですね、着実に確実に、2年度で終わらせるような形を取っていただきたいと思います。

こういろいろ新聞紙上でも出ておりますのは、全てこう発注を受けると、1,000万台ぐらいがこう要ってくるんやないかと、いわゆるライフワークも含めてですね、全てそういうICT機器が即不足をしてくるという予測が出ておりますので、そういったこともお考えいただいてですね、早期着工して、確実に3月をもって終わるということをお願いをしながら、その辺について再度確認をして、この2つ目の質問は終わりたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長

○教育課長（上山 善也） この6月補正で計上しておりますので、お認めいただきましたら、早期着工して令和2年度内に全て終わりたいと考えております。以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 以上で2点目の質問は終わります。

それでは3点目に入ります。

新型コロナと台風災害などの複合災害危機管理につきまして、質問させてい

ただきます。

新型コロナウイルス感染症とともに今後同時に起こりうる災害のことも考え、大雨、台風との複合災害に対してどのような備えをしておくのか。危機管理の中で最悪の事態も想定し、準備をしておかなければなりません。これから雨期を迎えます。台風シーズンも迎えます。新型コロナは収束しておりません。したがって感染拡大が懸念される中、コロナ感染症と台風などの災害時危機管理についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨日の坂井議員の質問がありまして、お答えをいただいております。重複する部分もあるわけではありますが、丁寧な答弁をお願いしたいというふうに考えております。とりあえずよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 木戸口議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、木戸口議員も触れられましたが、昨日坂井議員からも同様のご質問をいただきました。申しわけありません。答弁が一部重なることをお許しいただきたいと思ひます。

現時点で、新型コロナウイルス感染症自体が科学的に解明されていない中、感染症そのものをですね、管理することは非常に難しいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が国内で広がっている状況の中で、現在は、少しは小康状態だと思ひますが、これから先、さらに台風や地震などで住民の住む場所が失われた場合、町の指定避難所に集中的に住民が集まる方がいいのか、状況によっては、各自治会の集会所をお借りしたり、ホテルや旅館の借り上げ、さらには、仮設住宅の早期建設などが必要になってくかもしれません。

避難所を設置する町といたしましては、感染症拡大防止のために、まずは医療機関の受け入れ体制のさらなる充実や、一刻も早く治療薬やワクチンの開発が進むことを願うところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 答弁ありがとうございます。

大雨災害によります避難所設置する場合ですね、コロナウイルスの感染症対策として、3密を避けるための措置として、どのような対策を取られるのか、ということでありますが、これは、今まではコロナっていうことはなかったわけでありまして、こんな中でですね、避難所での新しいその複合災害っていうことに捉えますと、どうしてもまあマニュアルやら、それからガイドラインっていうのが必要でありますので、こういったことも作りながらですね、自主防災とも絡めて、こういうことも広くこう伝えていただきたいというふうに思いますし、持っていただきたいと思います。その考えについて、お伺いします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今避難所をちょっと例に挙げていただきまして、3密を避けるということでございます。1例を申し上げますと、町のトレーニングセンターを例にさせていただきますと、通常ですと1人当たり、通路とかはちょっと考えませんが、約3平米必要というふうな、コロナウイルスを除きますと、そうしますと約、あそこの1階のフロアでいきますと、三百数十名ぐらいのまあ収容人数として確保はできるんですが、先ほどご質問ありました3密を避けるために、これもう半分にいたしますと、約もう150人程度にしか収容ができない。さらには、その離すだけではなくて、例えば、段ボールでつくる仕切りとですね、そういったものも当然必要になってまいります。

さらには懸念されますのが、もしその中で感染症を疑われる方とかですね、がまあ発熱等がある場合は、基本的にもう隔離をするといった場合に、そういった実は部屋が確保できるかどうか。その方で、もう1つの部屋をまあ使っていただきますと、当然ほかの避難所にみえた方が、もう居れないというふうな

ことがございますので、もうそんなになりますと、もう物理的に収容できる人数が非常に限られてくることになろうかと思えます。

そこで、先ほどちょっと1回目の答弁でも申し上げさせていただきましたけども、さらにその避難所の場所をですね、町としては拡大して確保していくということで、まあ各自治会には幸いにして、集会所等がございますので、そういったところで、まずはしていただく。

あるいは、もし感染症関係のありましたら、ここはもう避難所というよりも、昨日も答弁申しあげましたけども、医療機関での受け入れを町としては是非お願いしたいなというところもございますけど、まあ災害時に、一体医療機関もどれぐらい受け入れをいただくかっていうことも懸念されるところでございます。そうしますと、非常にそのいわゆる収容人数がまあ限られてくることになりますので、場合によっては、もうご自宅に留まってくださいというお願いも、場合によっては、させていただくことになるかもしれませんので、そういったところで、今まで以上に、ちょっと避難所の運営自体が非常に懸念されるころかなというふうに思えますので、先ほど申し上げたその医療機関の受け入れとかですね、治療薬等が一刻も早くできて、そういったところが懸念材料が少しでも減るような体制を整えば、というふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、さらにお伺いをしますが、新型コロナウイルスはですね、飛沫感染による感染が最もリスクが高いというふうに日ごろから言われておまして、具体的なですね、いわゆる衛生環境対策、これはまあこういう表現で申しわけないんですが、これにはまあ課長よくわかってみえるというふうに思うんですが、これに対する具体的ないわゆる衛生対策ですね、これをどのように考えておるのか。どのように、今回でもまあ出とるようでございますが、その辺の考え方、それから、各避難所に対する配備の仕方、考え、

それらを全体に具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 衛生関係の対策につきましては、現在でも、避難所マニュアルの中には、いわゆる一般的な今まで言いますと、新型インフルエンザとかですね、そういったものはもう既知の病気ということで、出ておりました、そういったものを体制、あるいはまあよくあるのが、避難所でこう体調を崩される、あるいは、まああってはなりませんけど、食中毒だとかですね、そういったものについてはまあ今調べた範囲で、とにかく、その衛生できれいな環境をつくっていくというあたりになろうかというふうに思います。

ただ、新型コロナウイルス感染につきましては、とにかくその正体がまだはっきりわかっていない。まあ一般的に言われるのは、その例えば、今していただいてますマスクであるとかですね、手指消毒であるとか、そういったものは当然避難所に配置すべきところだと思いますし、あとは、空気の関係で、特に夏場であれば、まあ早期体育館であっても、空調の設備をしてですね、そういった環境を整えてくというふうなあたりで、今考える内容としては、そういったものになろうかなというふうに思います。あと、その新型感染症に対するそもそもの対応がもっとはっきりしてきましたら、新たな具体的な対応ができるのではないかなと思いますけども、現時点で、町で考える部分では、マスクであるとか、手指消毒液、それから、よくたぶん出てきますのは、避難所にありますトイレをですね、共同利用されることが頻繁に？非常に多くなりますんで、そういったトイレあたりは、頻繁に消毒等をしていく必要があるのではないかなというふうなあたりで考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 以上で、3点目の質問は終わります。

それでは、最後の4点目であります。4点目のアクアイグニス多気ヴィソン開業と新型コロナ禍の影響につきまして、質問させていただきます。

コロナ禍でアクアイグニス多気ヴィソン開業に影響はなかったのか。当初の開業は2020年の春でありました。次に少しこうずれまして、2020年の秋に変更になったわけでありまして。それから、当然考えられますのは、今の時点では、この今年の秋というのは、とても無理だなというふうに考えておりますので、その後の開業がまだはっきり言われておりませんので、まず2020年ですね、秋から変更になって、いつ開業するのかっていうのを、知り得る限りで、お尋ねをしたいと思っております。

それから、その後、まあその後っていうのはその変更になってですね、今年の2月ごろから新型コロナがどんどんこう発症がしてきたわけでありまして、その影響でですね、工事に影響がなかったのかどうか。これもお伺いしたいと思っております。少なからずとも影響はあったと思っておりますので、これらの影響で、いわゆる開業に少し遅れが出ておるのかどうかですね。これもまあいろいろとお尋ねがありますので、お伺いをしたいと思っております。

それから、施設工事はですね、大きな敷地の中にいろんな業種が入ってするわけでありまして、大変まあ営業品目も多いわけでありまして、この施設工事は、計画どおり進んでいるのかどうか、であります。

それから、雇用は当初計画どおりかという通告をいたしておりますが、これは、昨日の山際議員のほうで答えをいただきましたので、これは省略をさせていただきます。省かせていただきます。

とりあえず以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

小林企画調整課長

○企画調整課長（小林 悟） それでは失礼いたします。木戸口議員のご質問に答えをさせていただきます。

昨日山際議員の一般質問時にも答弁させていただきましたが、現在コロナ禍

の影響もなく、造成工事及びホテルの建築工事も順調に進んでおります。

施行業者には、体温の検温とか、3密防止の徹底等を国から発表されているコロナ対策をですね、十分施し対応されておると聞いております。

木戸口議員言われました、2020年春の開業、それから2020年の秋に変更ということでございまして、そこから先はですね、まだ正式な発表がなされておられません。確かに木戸口議員言われるとおり、今の状況でいきますと、当然2020年秋はちょっと厳しいかなと思っております。また、正式な発表がありましたらですね、また雇用の面に関しましても、いろんなこと含めて本格的に動いてくるだろうと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

申し上げましたのは、こういろいろ出ておりました、温浴施設とか宿泊施設、レストラン、産直市場等々が、かなり大きなものができるわけでありまして、この辺に影響がなかったのかどうかということをお尋ねしたわけでありまして、ま、当初の計画どおり進んでおるのかどうか、ですね。これは知る範囲内で、またお教えをいただきたいというふうに思います。

それから、直接まあアクアイグニスヴィソンには関係ございませんが、たまたま今日は上下水道課長が出席をされておられませんですが、知り得る範囲内で、お伺いをしたいと思います。

昨日説明のありました、いわゆる企業会計の報告の中でですね、要するに、去年工事ができなくて、令和2年度、いわゆる2020年に繰り越したという件がございまして、それらは受託工事ではありますが、この受託工事が一部でも着工して進んでおるのかどうか、この辺について、ご答弁をいただきたいと思いますが、担当課長おりませんのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 通告にないですが、適切なかいつができればお願ひいた

します。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

水道工事と、調整池の工事につきましては、昨日入札を行って発注したところでございます。これから工事にかかると思います。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

ちょうど時間になりました。終わります。以上でございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

（11番 前川 勝 議員）

○議長（吉田 勝） 続いて6番目の質問者、前川勝議員の質問に入ります。

11番、前川議員。

○11番（前川 勝） まず、新型コロナウイルスでたくさんの方が亡くなり、お悔やみを申し上げたいと思います。また、医療従事者の皆様には、敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

それでは質問に入らせていただきます。

一問一答で、2点の質問をお願いしております。1問目は再開した学校について。2問目は今後の行政運営の対応についてということで、お伺いさせていただきます。

新型コロナウイルスによる国・県の要請により、小中学校が3月初めより再々の延長で5月後半まで休校を余儀なくされました。そのような中、5月14日緊急事態宣言解除で、当町は5月21日から学校が始まりました。休校中先生方は、子供たちのため何をすればよいか悪戦苦闘の日々だっただろうと推察いたします。

先ほど木戸口議員が質問されておりますので、重なる部分があるかと思いますが、その辺はうまく答弁いただければありがたいなというふうに思います。

そこで①番といたしまして、命を守る3カ月余りの休校でありました。時間を戻すことのできない去る3月のことです。学年進級前1カ月間の勉強において規定どおり履修することができたのか、保護者の中で心配されている状況があります。心配することがないのか、改めてお考えをお伺いしたく思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

3月分の履修が規定どおりにできたかどうかということでございますけれども、昨年度3月2日～25日の休業期間中の授業日数は、17日間でございます。その中には、卒業式とその練習時間、学年練習であったり、総練習であったり、あるいは会場準備等もその練習時間の中には含まれております。履修済みの内容の復習に使う時間、あるいは春休み前の短縮時間も含まれた17日間でございます。そういった状況から昨年度の履修内容につきましては、終了していた教科もございます。1単元ばかりできなかった教科もございました。家庭での課題学習として与えさせていただきました復習の内容は、臨時休業中に学習課題としてプリント等を配布させていただきました。そして、先生によるチェックも済んでおります。また、5月21日からの再開後には、復習部分の押さえ直しからゆっくりとスタートをし、3月の未履修分につきましては、5月中に済ませ、6月からは新年度の学習内容に集中をし、焦らず子供の様子を見ながら進めていく計画をそれぞれの学校でたてていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 3月の履修はほぼ終わり、5月にされたということであり

ますが、これ確かに、おっしゃるように、文科省から学年を進級してあとで勉強することということも報道等で拝見しております。まさにそのとおりに、子供たちはされていったというふうにこれを見ていただける親御さん方も思っていたいただけるのかなというふうに思います。

このひとつ思いますことは、小学校6年から中学校1年になった子がそのことが可能だったのかなっていう、少しちょっと疑問に思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

中学校の新しく入ってきていただきました1年生につきましては、小学校のときの教材を、小学校との連携で資料を手に入れさせていただきまして、対応のほうさせていただいたというところでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 万事きっちりとやっていただいとるということで、安心させていただきます。

②問目へ入ります。

4月それぞれ新たな学年に進級しましたが、休校延長で新学年になじむ期間が先延ばしになり、2カ月近く空白ができました。学校が始まり長期休校のストレスやコロナが怖いと内に秘め学校に来られない子、保護者の考え方で登校をやめている場合もあることだろうというふうに思います。

小中児童生徒全体への対応はもとより、小中新1年生は、初めての経験することも多く、特別な対応もあると思われます。新しい学校生活のため、学校現場と連携し、どのように対応されているかお伺いたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

新しい学校生活のため学校現場と連携しどのような対応をしているかについてでございますけれども、小中学校とも、入学式を含めまして4日間しか登校できずに臨時休業となってしまいました。新入児童にとって、新しい環境に慣れる前であることから、さらに不安であったというふうに思います。それぞれの1年生への対応といたしまして、まず学習課題の内容の精選であったり、保護者との今後の緊急メール等の連絡方法、100%にするとということ。それから担任と教護教諭を中心とした、学校全体としての取り組むべき相談体制づくりなど、安心して学校に来られる体制に取り組んでまいりました。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） この件に関しましても、対応されているということですが、新聞等によりますと、少し落ち着いた6月に入ってからその学校を休む子供がふえているというようなことも書かれているわけですが、当町において、そのような現実があるのか、っていう部分はいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

6月以降、特に欠席がふえたっていうふうな報告は一切ございません。4月当初、昨日も少しお答えのほうさせていただきましたけれども、不登校の生徒については、引き続き来れない生徒もおりましたが、改めて、学校のほうへ確認のほうさせていただきましたところ、不登校の生徒について、5月21日から数人出てきて、教室も入って、学習もさせていただいたと。そして、入れない日には、別室登校という形も5月はしていただきました。ただ、6月にはいりまして、その不登校の子供たちも少し休む子は出てきたというふうな報告をいただきました。そのときには、このICT貸出をさせていただいております。

ので、そういう機器も使いながら子供たちが学校との関係をつなげられるような対策を引き続き行ってくださいというふうな話もさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 子供たちがそのように、表面へ出してくれる子はまだ救いも当然あるだろうし、救えることができるのかなど。うちに秘めたものも含めてですね、国連で決めております、子供たちの権利を守ろうというようなことでありまして、子供のその命を守られて生きる教育を受けて育ち、友達と遊ぶ、暴力から守られる自分のあることに自由に意見を言えるというようなことで、日本の場合、往々にして子供が意見を言うのはわがままだと、誤った考え方があるようにともちょっと書かれております。その辺の教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

確か、子供権利条約にそのような項目を書かれておるといふうなところで、そちらも試読のほうさせていただいたわけでございますけれども、子供たちが意見を言うという機会は、学校においては授業だけでなく、児童会・生徒会、あるいはクラブ活動等、さまざま活動におきましてもそういう機会を捉え、子供たちが中心となった取り組みを学校では進めさせていただいております。ただ、それでも発言ができない子供さんも当然みえる。また、こういう状況の中で、なかなか自分の意見が言えない状況にあったというふうなところも、しっかり含めながら今、学校といたしましては、3カ月にのぼるこの休業期間中、家庭でどのような生活を送ったんや、あるいは学校が出させていただきました課題について、どのような取り組みができたか、あるいはどんなことを学

校にもっとしてほしいことがあるかと、そういうふうなアンケート、あるいは聞き取り等も調査のほうをそれぞれしていただいております、こちらへそれが今届いてるというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 是非子供たちの心の中を開いてくれるような対応をですね、教育委員会から校長会含めてですね、対応いただきたいなど。やっていたいとるということも含めてですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に入らせていただきます。③番ですね。

休校による2カ月あまりの消え去った勉強時間の確保に、夏休みの短縮が決められております。これはまあ先ほども、答弁もあったかというふうに思っております。そのような中、多気中学校では、旧校舎、今の校舎ですね、冷房設備がなく対応をどのようにされるのかお伺ひいたします。

このことと、また小中とも学校が始まり一定の残された時間しかなく、学習の遅れや学力差による格差が心配されますが、対応をお伺ひいたします。

ちょっとこれ2点になるかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

多気中学校におきましては、新校舎の利用は当初9月からを予定していましたが、夏休みが短縮となることから新校舎現場の検査のみを先に実施をさせていただきますして、7月中旬頃をめどに新校舎での授業を実施していく予定でございます。

そのあとのご質問の学習のおくれ、学力の格差による対応等については、教育長のほうから答弁のほうさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 失礼します。学習のおくれや格差への対応につきましては、私のほうでお答えをさせていただきたいと思えます。

学習のおくれという点では、例年と比べまして、休業期間分をカバーした授業の進め方と学校行事の精選・縮小・延期、また長期休業期間の短縮などを基本とし、来年度3月をめどに1年間の教育課程が修了できるように計画をたて進めているところでございます。そのため、一定の授業時間数の確保は必要と考えております。各教科の総時間数を把握することで、授業者は慌てることなく、子供たちの様子を把握しながら、子供たちへの過度の負担とならないように配慮した丁寧な指導を進めることができると考えます。また、中学3年生にとっては、進路決定・入試対策等の大切な時期に当たりますので、各校進路指導担当者が中心となり、高等学校との連携や生徒・保護者への情報提供を積極的に進めてもらっておるところでございます。

現時点では、十分な授業時数の確保が図れておるといふふうに考えております。しかし、一人一人を大切にした授業を心がけ、学校全体で点検をしながら進めていくことで、「落ちこぼさない」取り組みを進めていくように支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 夏休みが短くなるっていうことで、新校舎の使用を早くするという、7月中旬ということですが、中旬もいろいろ幅があるわけですけども、もう少し具体的にわかるかなと。もう現時点ではわかってなきやいかんのかなというふうに思うんですけど、まあもうちょっと具体的な日程、例えば検査はいつして、そのあといつ入れるというようなことは、もう掴んでみえるというふうに思っておりますので、そこを少しお話いただければなというふうに思えます。

それから、時間をとる、夏休みを短くして時間を取って、十分まあ取っていくというお話も当然これも木戸口議員のときもいろいろありました。ただ、その行事の見直しも含まれてあったと思うんですけども、行事、これから運動会であったり、修学旅行、遠足、いろいろさまざまあるかと思うんですけども、やはり、そのことも教育の大事な1つであり、そのやるんだよということはやるんでいいんですけども、おろそかにならない、子供たちが楽しみにしているという部分をですね、十分捉えていただいて、それをうまく組み込んでいていただきたいなというふうに思います。

それから、やはり今も教育長おっしゃってもらったように、個人差がやはりありますので、一緒の時間内にそれを習得できるかっていうと、さまざまなやっばり個人差が出てくると思います。それが今までだったら100あった時間が今度70ぐらいになったと。70になったからそこへそういう子たちを、もう一緒にすくい上げていかなきゃいかんと。これはもう先生たち大変だとは思いますが、その辺、まあ教育委員会として、学校との対応でですね、是非強く望みたいなというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではご質問にお答えさせていただきます。

校舎の利用につきましては、本来多気中学校の工期は7月15日までとなっております。これまでの工程会議の中で、毎会議言われるように、夏休みが短縮となり、できるだけですね、早くこちらも生徒に新校舎での利用をしていきたいと考えておりましたので、施工業者にですね、なるべく早く校舎だけでも完成するように、っていうようなところで、工程会議では伝えているところでございます。

そういった中でも、実際15日が工期でございますので、そういった中ではやくできたとしても、6月の末ぐらいに校舎の完成はできるっていうようなことの中で、検査につきましては、その6月末をめどに今考えておるところで

ございます。

その後、校舎を利用するに当たってはですね、消防の検査とかそういったところも受けなくては利用はできませんので、そういったところの調整もしていきますと、どうしてもその検査が7月10日ぐらいにしか、できないっていうようなことを聞いております。ですので、それを済んでからっていうことになりますと、7月の早くても13日ぐらい。またその検査後ですね、机・椅子等の移動も必要最小限の教室への引っ越しもする必要がございますので、そういったところを含めまして、今のところでは、7月の中旬を最短にっていうことと考えておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 私のほうからは、2点お答えをさせていただきたいと思えます。

1つは楽しみにしている子供たちの行事につきましてですけれども、運動会や修学旅行、あるいはまた社会見学も行います。文化祭も予定をされておるところでございます。またこの暑い夏休みの時期には、体育の授業としての大変楽しみにしているプール水泳というのもあろうかなというふうに思います。

中学校の運動会につきましては、例年5月6月を予定をしております、残念ながら中止というふうな決定をさせていただいてます。小学校の運動会につきましては、9月下旬というところで、実施の予定でそれぞれの学校は計画をたてていただいているところでございます。

また、修学旅行が小学校は10月下旬、中学校におきましては、多気中学校の場合は2年生の秋ということでしたけれども、次年度へずらさせていただいて、来年度の春実施。勢和中学校につきましては、3年生が春実施予定でございましたけれども、それを延期のほうをさせていただいて、今、その中身につきまして、あるいは行き先等も含めまして、検討しているところでございます。

それから、プール水泳でございますけれども、それについても、感染拡大防

止策、それをしっかり対策を練った上で、町内の5小学校につきまして、実施の方向で今、準備のほうをしていただいているところでございます。

続きまして、子供たちには個人差、また特にこの3カ月の休みの間で、勉強、家庭でしっかりできている子、あるいは子供たちに提出してもらったけっか、なかなか学習ができていなかったという子も多少ございます。そういうのを今現在チェックをしていただいて、対応のほうしていただいているところでございます。

この今年度の対応といたしましては、先ほどもお話もさせていただいたところでございますけれども、落ちこぼさない。これは、先生方の基本的な考え方でございまして、また多気町といたしましては、学習支援員さんを入れていただいておりますので、その方々とともに協力をしながら、対応のほうしっかりさせていただきたいというふうにかう思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） ありがとうございます。

次の質問へ入らせていただきます。

ほとんどもう答弁いただいとるですけど、一応これ読ませていただいて、こちらで質問またさせていただきます。

今回、休校措置をとった自治体で、学校のオンライン授業で双方向の対話型での実施は全国で5%と報じられておりました。国が2023年までの5年計画だったGIGAスクール構想（学校ICT環境整備）が前倒しされ、町においても児童生徒に1人1台タブレットの整備が6月議会で予算化されることになっております。

タブレットはツールの1つであり、全ての教育問題が解決するものではなく、今後さまざまな課題への対応が求められると考えます。整備されることに対するお考えを伺います。ということですが、もう先ほど伺いましたので、ほとん

ど伺いました。その中でちょっと1つ気になったことがありましたので、そのことについて、お伺いさせていただきます。

Wi-Fi 設備のない家庭に、貸与をするということを答弁、木戸口議員の答弁にされておりました。そういうことの今ある家庭は当然大丈夫なんですけども、貸与される、これは例えば所得基準などを設けるのか、関係なしにもう全て貸与するのか、そのある家庭との整合性というか、その辺はどのようにお考えか、1点伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではご質問にお答えさせていただきます。

Wi-Fi 環境がないご家庭に対しては、全てこちらのほうで機器のほうを貸与していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 全てするというのは、わかりました。

ただその中で、どうなんですかね。今現在使われる家庭、それから Wi-Fi 環境が必要はないからその家庭は付けられなかった家もあれば、所得によって付けられない方もあるのではないかなというふうに思うわけですがけれども、その辺の、もう何でも全部貸与します、という考え方なのかどうか。再度伺います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） お答えさせていただきます。

所得等そういうのを関係なく、整っていないご家庭に対しては、全て貸与をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11 番（前川 勝） 変な話ですけども、今ある家庭の家から、「借りられていいよね」という話がでないことを祈るんですけども、その辺、今後また出るかもわかりませんが、是非いろんな形で対応をしていっていただけるんだらうなあというふうにして、これはもう終わります。

次の質問へ入ります。2問目へ入らせていただきます。

今後の行政運営の対応についてということで、伺います。

先般、大津市役所が新型コロナウイルス集団発生により4月25日から12日間の閉鎖に追い込まれました。自治体が閉鎖に追い込まれるとは想像もまあしていなかったわけですが、あつてはならない事態が起こってしまっております。

当町、町対策本部にて何回かコロナ対応の町運営につき会議を持ったと聞いております。今後第2波・3波も想定される中、目に見えぬ新型感染症という初めての経験であり、さまざまな課題も出たと思われまます。

町民の安心安全はもとより、感染症から職員の健康をどのように守ればよいか。その上で働き方をどうすればよいか。さらに施設や設備の管理をいかにするかなど考えられます。ほかにもたくさんの課題があると思われまますが、今のうちに素早く検証・対応して、次に備えておかなければと考えまます。

町長の課題解決に向けたお考えを伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めまます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは、前川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町のほうでは、4月8日、第1回の対策本部を設けまして、第7回まで5月26日まで、対策本部を開いた中で取り組みを進めてまいりました。

まず基本的には、職場におきましては、これはもう国・県の指針、こういったことを基本に進めております。まず3密、マスク、手洗い、うがい、検温。こういうことを職員にも徹底をいたしました。

特に職場におきましては、飛沫カーテンっていうか、ずっと役場の窓口のところ、約 80 メーターぐらいあるんですけども、これを一部町内のお茶をやってみえる業者さんの、本当にご協力をいただきまして、びっくりするような単価であるビニールカーテンを提供していただきました。町内の、家具ではないけども施設をやってみえるところと、あと職員が、あとカーテンの設置については、出てきて設置をいたしました。

こういうことを行いましたのと、あと、職場の中では、これはまあ以前からも行っておるんですけども、窓口のところの机等の拭き、それから、厚生棟、食事するところですけども、ここの席も間隔をあけるようにするとか、こういったことで、取り組みをしております。

あと、現在も行っておりますけども、換気を決められた時間、窓をあけて、これは、エアコン入るとるんですけどもあけて、今取り組みをしております。

それから、同じように、これはもう町の施設でありますんで、保育所におきましても、給食センターにおきましても、児童館におきましても、美化センターにおきましても、こういうことを徹底して、感染防止の対策を行っております。

それから、職員もそうでありますが、会計年度任用職員（臨時の職員）の方も、支障ない限り、休暇を取っていただいて、職場のほうを、支障のないように、業務をしてもらっております。

あと、対策本部の中で決めましたのは、町内の施設ですな、例えば公園であったり、それからゆとりの丘も含めてですけども、こういったところの閉鎖、休園、こういったことで、特に町外からの方の利用を早々に決めました。一番町外からみえるのは親水公園。古江にあるんですけども、これはもう早々に決めました。あと、職員が巡回をして、感染防止にご協力してくださいというようなことをお願いしながら、回ってきております。

良かったのは、古江のところでは、ちょっとキャンプをされてたんですけども、ぐるりのごみを全部拾われて、きれいにされてから出ていかれたということで、多気町へ来ていただいている町外からの方も、非常にマナーもいいなあ

と、こんな思いもいたしました。

今、このようなことをしながら、取り組みをさせていただいております。

それから、質問の中のその中には、ちょっとなかったかと思うんですけども、町民の方には、これまで2回、町長からメッセージを送らせて、配布をさせてもらっております。ホームページや公式LINEや、広報誌など、これも国・県からの指示事項も合わせて送らせていただいております。

こういうことで、職員も町民の皆さんも、コロナの感染防止にご協力もいただきながら、取り組みをしてきております。おかげさまで、今のところ、多気町では、発症された方っていうのはおみえにならなかったので、これはもうただ、油断をしてはいけませんので、今後も引き続いて、取り組みを進めていきたいと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11 番（前川 勝） 町長、全ていろいろお話いただいた、先ほどの2枚のも、これ、こういう「新しい生活様式」ということで、ここにもうたわれておりますが、この今、コロナ禍以降ですね、もうこの半年間で、企業がもう全然違うタイプの形になりつつある。もう前へ戻らない。コロナ禍のあとの企業の体制で、動いていく。現場は無理かもわかんないですけど、事務職等はですね、その働き方をもう完全にやっていかれる方向でしか、もうやっていけないっていうようなことも、いろいろ言われております。

町におきましても、働き方の新しいスタイルということで、テレワークやローテーション勤務、時差出勤、オフィスは広げる、会議はオンライン、名刺交換はオンライン、対面での打ち合わせは換気とマスク、というようなこういうこともうたわれております。

現実的にですね、やはり、町もテレワークであったり、そういうことの対応、既にソフトバンクの方でしたかね、あの方とはそういう形もできているというふうには伺っておりますが、町職員、現職員ですね、そういう対応、だからわ

一っと広がったら、その課ごとに何人はテレワークで進めることによって、それを確保というか、かからない状態で、しておく。業務になんかのときには業務に支障が起こらないようにするというようなことも考えられるわけです。

それから、職員はその抗体検査を皆さん受けていただいて、大丈夫だというふうなこともしていただくのも1つではないかなというふうに思います。

それから7回の会議を持たれたということですが、今、国でも問題にということになっております、その辺の議事録というかですね、今後、ずっと会議がこういう会議でこういう大事なこと決めたんだという議事録はとって、きちっとされておるのか、というようなこともですね、もう一度お伺いできればなというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 職員のテレワーク等につきましては、特に今までやりましたのは、企業さんとの企業誘致の関係で、これはもう進めております。県とかそんなとことちょっと違いますのは、直接住民と接する自治体ですので、役場っていうのは、結構多くの町民の方がおみえになりますので、議員おっしゃるように、もし出ていかななくてもいいところも部分については、そういうことも、これから進めていきたいと思いますが、役場の場合は、多くの町民の方と直接じかに接する機会が多くありますので、できるだけ職員は、今の段階では、出てくるようにということになっております。おっしゃっていただいたように、今後、そういう部門で、取り組んでいければ、と思っております。

それから、議事録、記録につきましては、事務局のほうで全て記録を残しておるといふことでもあります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 以上で前川議員の一般質問は終わります。時間がまいりました。

○町長（久保 行男） 検査も随時また検討してまいります。

○議長（吉田 勝） ここで暫時休憩といたします。再開は 10 時 35 分とします。

（6 番 志村 和浩 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

7 番目の質問者、志村和浩議員の質問に入ります。

6 番、志村議員。

○6 番（志村 和浩） 6 番、志村です。

今回 6 月議会最後の一般質問ということで、先の木戸口議員、それから前川議員の質問内容と一部重複しているものもありますが、要点が異なるものもありますので、再度、通告書どおりに質問させていただきますことをご了解ください。

今回一問一答方式で、質問の内容は、新型コロナウイルスの影響による約 3 カ月間の臨時休業期間を経た小中学校の今後についてという 1 点させていただきます。

それでは質問に入ります。

まず①つ目です。新型コロナウイルスの影響によって、町内小中学校は 3 カ月近く臨時休業となり、子供たちや保護者の方々は心身ともに大きな負担が続く毎日となりました。いつ再開されるか全く見通しがたたない状況下で、先生方や教育委員会においても大変なご苦労があったかと思いますが、今回の臨時休業で得た教訓や反省点は、教育委員会としてどのように捉えていますでしょうか。教育長に伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。今回の臨時休業で得た教訓や反省点についてという点でございます。

まず、3 月 2 日からの一斉休業、4 月再開直後の再度の休業と、また延長時におきましては、児童生徒・保護者の皆さんには、大変なご協力をいただき、

大変感謝をしているところでございます。

未知の感染症の拡大防止に向け、学校としましては子供たちへの感染を心配し、学校がそのクラスター発生源となる可能性が高いとされたことから、対応の素早さと徹底の必要があり、その点におきましては、まずまずの対応ができたと思っております。しかし、今後には備え、子供たちの家庭での過ごし方や学習課題が適切であったか、あるいは学校の対応などにつきまして、子供や保護者の方の声を集約をいたしまして、改善すべきところはしっかりとしていきたいというふうに考えておりますし、また集約をしたのち、その指示もしっかりとそれぞれの学校にしたいというふうにこう考えております。

また、学校では、学校内やさまざまな場面で発生をした場合を想定をした、「学校事故対応」や「危機管理」マニュアルを作成済みでございます。さらに感染症第1種・第2種・第3種につきましても、状況把握とその対応、処置と報告、児童生徒・保護者への連絡、事後措置、日常の対応につきましても、学校で発生した場合の対応も県に基づき作成のほうをさせていただいております。しかし、今回のような学校以外での発生や全国的な拡大は想定をしておりませんでした。早急に国のガイドラインに基づきまして、町内での実効性のあるものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 今、教育長から伺った点、私もたくさんのことについて共感しているところでございます。

まず今おっしゃっていただいた課題としては、家庭での過ごし方、それから学習指導の内容、そして学校対応という言葉がございました。

まず1つ目なんですけど、私もですね、まず児童生徒、そして保護者と学校とのコミュニケーションが果たして適切だったんだろうかと、いうところがまず1つ気になった点でございます。

臨時休業中の4月下旬に、数名の保護者へ聞き取りを行いました。その一部は教育長のほうにも、示していただきましたけれども、やはり先生と何らかの方法で子供たちが会話をできないんだろうかと、切に望んでいる声がありました。その中には、自宅学習の質問に答えてほしいというものや、先生と日々の暮らしの様子など、日常会話について会話を楽しめる、そんな時間があつたらいいというようなご意見もございました。まさしく家庭での過ごし方について、学校の先生にももう少し知っていただきたい、そしてそれを全て保護者のですね、家庭での学習の面倒もなかなか見れない方も多い中でですね、もう少し何かできることがあつたのではないだろうかというようなご意見でした。

一方学校からは、「何か悩みや質問などがあれば先生は学校にいるので、電話をしてください。」というような案内もありました。子供たちも、保護者も、緊急性が高いものや重要な相談以外はなかなか学校に電話するという選択肢は難しいのかなというふうに考える次第でございますが、今回そういった意味で、学校と家庭、学校と子供たちのコミュニケーションについては、十分であつたかどうかという点について、もう少しご意見を伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

期間が長くなって、それぞれの保護者の方に時間を取っていただいて、話す機会というのをそれぞれの学校で対応していただいたところではございますけれども、3月終わり4月になりますと、保護者の方からは、例えば学習課題をポスティングさせていただくというふうになったわけですがけれども、ある方からは、担任の先生も家庭へ来ないでくださいというふうなことが数件あつたというふうに校長会でも報告を受けております。そのときの対応といたしまして、先ほど言わせていただいた郵便ポストに課題を入れさせていただいて、そして、仕上がったものについては、それを受け取らせていただいてチェックしてまた返すというふうな対応にさせていただきました。

この3カ月間の状況の中では、学校との連絡をどのような形で取らせていただくのが、いい方法かという選択には、非常に校長会の中でも議論をいたしました。やはり、まだ、このコロナウイルスの怖さというものが保護者の中の間にも、また先生方の間にも、地域を回ってするのがいいのかどうか。あるいは、そういう要望がある中で、一人一人聞きながら家庭へ行って話しができたとか、なかなかそういうことも非常に難しい状況がありました。その結果、なかなかコミュニケーションを取らせていただくということが不十分だったということとは確かだというふうに考えております。

今後、ICT機器が新しく導入されたときには、その対応を少しでも進められたというふうに考えておりますし、またこの期間中には、学校によっては、世間で言われるズームについて研修を積んだ学校もございます。また、eライブラリといいまして、インターネットから教材を引っ張ってきて、それを頑張っただけで仕上げるというふうな、それをこう基本として進めていた学校もあったわけですけれども、それぞれの子供たちが、「それをやりました」というふうな言葉を打ち込んだら、学校にそれが返ってくる。そうすると子供たちの学習が「これはできたんやな」、「この子はまだやってないな、声をかけよう」というふうな、そういう取り組みも途中からさせていただいたというふうなことがございます。

ただ、一人一人の子供たちの立場にたった、あるいは保護者の一人一人の立場にたった対応が十分できたかというところ、やはり反省すべきところはたくさんあるかなというようなことを考えております。そこら辺をまたアンケートをもとに、しっかり反省し、次に生かせればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 今、ICTという言葉もございました。ズームという言葉もございました。これから、ICT機器が1人1台完備されて家庭でのインタ

ーネット環境を整えば、こういうコミュニケーションもまあ回復するだろうということでございます。

そこです、やはりICTに関してはまた後ほど質問させていただきますけれども、家庭でICTを使うという場合においてはですね、なかなかお子さんは1人で使いこなせる、そういう方はおそらく低学年、とくに低学年だと思えますが、少なからうと思えますので、保護者の方が横にいらっしゃる、そういう状態がいつであれば取りやすいかということも、重ねて是非聞いていただきたいというふうに思います。

この臨時休業中もですね、保護者のスマホを通して学校からの情報をですね、子供に伝えていらっしゃる保護者の方もたくさんおられますが、保護者の方が仕事ですと、平日の昼間は家にいらっしゃいませんので、そういう場合は、土日祝日、そういったときになるべく学校からの情報も、それから先生方の子供との会話もできるようなそんな配慮も是非検討をしていただきたいというふうに思っています。

そこでもう1つ、次に気になる点がございます。この休業期間中でございますが、勢和中学校を皮切りに、そのほかの小中学校でも順次、学習動画の制作・配信が行われました。限られた環境の中で、現場の先生方が手づくりしていただいたことは大変なご苦労があったかと思えます。そして、何とかこの危機を乗り越えていきたいという先生方の熱い思いも感じられました。学習動画の質を問われれば、民間の方々が無料で配信している動画に軍配は上がるかもしれませんが、身近な先生が、画面で語りかけてくれる安心感、それから親近感、そういったものは、子供たちにとって、大きかったというふうに思えます。その辺は、非常に私も保護者としては感謝を申し上げたいと思えます。

ただ一方で、残念に感じられたことは、そういった動画配信のタイミング、それから、動画配信についての考え方に町内の小中学校で多少の差があったということでございます。

子供たちの学びを補償するという意味では、多気町全体で一斉に取り組むべ

きであったように考えますが、その点について見解を伺います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

勢和中学校が4月から動画配信というふうな形での取り組みを進めていただきました。実は3月途中ぐらいに、勢和中学校からは動画配信のほうを今ちょっと考えてるというふうなことを私に直接話がありました。そのことにつきましては、まだ、これはほかの学校も全然知らないなかで、1校のみがスタートさせるというのはいかがなものかということで、一考をいただきました。そして、4月再度始業式・入学式が終わったのち、4日後にまた休業になったという時点の一番最初の校長会におきまして、私のほうから、校長会において、勢和中学校から実は3月に動画配信の話がありましたと、このことについて、ちょっと今から議論のほうをお願いします、ということで、勢和中学校の対応については、皆がOKがでたということで、スタートを切ったと、私はそれと同時に、ほかの学校もスタートについて考えて要っていただけるものだとということで、校長会の中で確認をしたということでございました。

ただ各学校におきましては、動画を使つての前に、プリント学習、あるいはその他の課題を計画的に既に進めている、あるいは先ほども申しあげましたeライブラリについても、復習課題とかさらに予習編の基本部分というのも、もう計画的にやっていたところがございましたので、現時点ではなかなかそれが、その校長会においては、了解はしてもらったものの、同じスタートが切れなかったという事情がございます。

その後、勢和小学校が動画配信をされた。また、多気中学校も動画配信をされた。そして、他の学校につきましては、インターネットでございますけれども、動画配信というわけではないですけども、eライブラリの取り組みを行ったところ。あるいは、小規模校におきましては、家庭訪問をかなり頻繁に行われたというふうなことを聞いております。1クラス10人程度生徒でございま

すので、家庭訪問する機会、保護者また子供たちと話す機会も多かったというふうに聞かせていただいておりますので、同時にそれを進めることはできなかったというのは、前もってのこちら側のさまざまな想定不足というものはあるかもわかりませんが、1つの学校が1歩進み出ることによりまして、ほかの学校もその良さというのを、この休業期間中に感じていただきまして、是非とも早くICT、1人1台導入を進めて欲しいと。もう今にでも入れてほしいんだというような話も聞かせていただいております。

私ある違う地域の教育長と意見を交わらせるときがこうありまして、なかなかいきなり上から1人1台というのも非常に厳しい。これは本当に現実的な話だと思います。私はこの勢和中がスタートを切ったことによりまして、それぞれの学校の先生方の考え方、タブレットを使った授業をして行く、またタブレットを使った、そしてそれを動画をつくったことによって、授業づくりの基本に立ち返ることができたというふうな話も聞かせていただいております。45分あるいは50分で、1つの授業をつくらなあかん中を、なるべく短い時間で、というふうなことを考えますと、15分であったり最大でも20分以内にせなあかんっていうのは、校長会でも話を確認をしたわけですがけれども、そうすると、何がポイントというふうなことについても、しっかりと校内でも議論ができた。それをこれからの授業の中にも生かすことができるんだな、ということを考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 先ほども想定外の危機ということで、今後この危機管理マニュアル、そういったものを改善する中でですね、この動画配信についても、学校一律で実行するのか、学校の配慮にまかせるのか、その辺についてもしっかり議論をしていただきまして、保護者それから子供たちの、この休業期間中の声もですね、非常に大事にしながら取りまとめていただきたいというふうに

思っています。

それでは次の質問に入らせていただきます。

町内小中学校は、三重県が緊急事態宣言の対象から解除されたことを鑑み、5月21日に再開されました。しかし長期間の臨時休業により、年間の指導計画に大きな影響が生じていることに加え、感染症対策と教育活動の両立を図らなければならないという大変困難な状況での学校運営となっています。

既に文科省からは「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」ということで、「学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切である」とした指針。それから、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を公表していますが、最終的な判断は学校設置者である自治体や教育委員会、実際の学校現場に委ねられています。

そうした中、多気町では授業時数の不足を補うために、夏休みが約3週間ほど短縮されることが既に決定されましたし、それでも補いきれない授業については、体験活動や学校行事の精選（精査して選択する）を実施することや小学校については一部水曜日に6限目を追加するなどの追加措置について検討中であるということが保護者へ案内をされています。さらに今年度からは小学校で新たな学習指導要領が全面実施されています。学びの内容や学び方が大きく変わる中で、学校現場のご苦労は大変なものであらうと想像できます。

そこで、多気町の教育方針・計画を定め、各学校の教育活動を支援すべき教育委員会として、今後の学校運営についてどのような見解をお持ちなのか、次の点について伺いたいと思います。

まず、不足している授業時数を確保するために、夏休みを3週間ほど短縮いたしました。猛暑の中の授業は熱中症のリスクはもちろんです、学習意欲を低下させる要因ともなります。夏休みの削減をできる限り少なくするような配

慮、そういったものを講じた上での結論なのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

夏休みの削減をできる限り少なくする配慮を講じた上での結論かというところでございます。

夏休みの短縮期間は、5月31日までが臨時休業であることを前提としたものになります。学校現場からの強い要望として、本年度中に子供たちにつけておきたい生きる力、つけておかなければならない学力を前提に、必要となる年間行事の精選や授業時間数の確保など、慎重に考慮をした結果でございます。再開が早くなったことから、第2波や台風等による臨時休業も考えられることから、引き続き慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 先ほど、この夏の暑さにつきましては、木戸口議員からの質問にもありまして、いろいろな特別教室の空調設備も含めてですね、いろいろな配慮がなされるという説明がありました。ただですね、その答弁の中では、登下校については、校長会で今検討中ですというような答弁でございましたが、ちょっとそれについて、1つ気になる点がございますので、申し上げておきたいと思います。

この夏休みの確保をですね、なかなか現実的には授業時数の確保のために難しいという判断での結論だったと思いますが、であるにしたらですね、やはり熱中症対策っていうものは、学校においては非常に必要なことであろうというふうに思います。

教育長も当然御存じのように、小学校におきましては、2年前から夏休みの登校日が猛暑を理由に中止をされています。確か1日、たった1日の登校日だ

ったと思いますが、それが猛暑を理由に中止となっています。そのことも含めてですが、町内の小学生がですね、通学距離片道2キロ以上要するお子様もいらっしゃると思います。子供の足ですと40分ほどかかる、そういったお子様もおろうかと思いますが、そういった児童生徒もある中で、猛暑の中を歩かせるということは大変な危険性を伴うのではないかなというふうに思っております。

ただ、この猛暑対策をですね、マスクを取り外すというようなことだけではなくて、もう1歩積極的な支援が必要なのではないかと思っております。校長会でどのようなご提案が出てくるのか、これからだと思いますが、例えば登下校の、夏休み特別ですね、夏休みのこの暑い時期ですが、スクールバスの増便が例えば必要であったりとか、あるいは町民バス、町民バスもですね、学校の始業時間に合わせた運行が、臨時ダイヤが組めないのか、あるいは町民バスのダイヤに合わせた学校の始業時間というものが組めないのだろうか。そしてまた、夕方、おそらく下校時間も非常に気温の高い2時3時、そういった時間に集中することが予想されますが、場合によっては、暑さが和らぐ4時5時まで学校で待機することが許される、そんな配慮もあって良いのではないかというふうに思います。

また、細かいことではございますが、低学年にとっては、毎日重たい教科書、それから水筒、そういったランドセル。それをしょって歩くことが大変つらい、そしてまたこの猛暑の中では大変な危ない、危険を伴うことだと思いますので、なるべくであれば、学校にそういったものを置いて、ランドセルを例えば背負わないで学校に行けるような、そういった配慮もあって然るべきかなというふうに思っておりますが、現時点でその辺の猛暑対策、もう少し1歩踏み込んだことに関して、教育長の見解を伺います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

まず、夏休みの期間でございます。先ほど言わせていただきましたところに

も少し重なる部分はあると思うんですけども、5月21日からは、一応再開という形になりました。1週間程度学校へ早く来れるようになったということも含めまして、8月の最初の週につきましては、例えば授業を半日にしたり、あるいは日数を縮めたり、というふうなことも考えているところでございます。

ただし、今言われたように、日中に子供たちを帰すのは非常に危険だと、当然そういうことについてはこちらも考えているところでございます。先ほど要っていた中で、時間をずらしてというふうなことも1つの考えの中にあろうかなというふうに思います。そこら辺は十分に議論する必要があるかな、それぞれのご家庭のご都合等もございませぬのであるかなというふうに、こう考えます。

また、スクールバス、町民バス等につきまして、今現在、勢和地域の勢和小学校につきましては、スクールバスの運用というようなところもございませぬけれども、他の地域につきましては、それがないと。それを全てバスを利用させるような形っていうのは、現時点では非常に難しいかなというふうにこう思っております。

それから、特にこちらが配慮したいなという部分につきましては、下校の時間をどうしていくかというところに月曜日の校長会におきまして、時間をちょっと割いて、話し合いを進めていきたいなというふうなところを考えております。

それから、先ほど言っていました中で、確かに、1年生2年生の子供たちにとって、ランドセルっていうのは、おそらく今のこの時期でも大変なものかなというふうに思います。重いランドセル、あるいは勉強の教科、全ての学年において、その勉強の教科の一部でも学校へ置いた状態っていうのは非常に考え方として私は尊重させていただきたいなというふうにこう思います。

さまざまな細かい部分について、月曜日の校長会におきましては、配慮できる部分はたくさん配慮させていただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 校長会のほうでいろいろと考慮していただけるということでしたので、期待を込めて次の質問に移りたいと思います。

もう1つですが、(2)番目。体験活動や学校行事の精選はどのような方針・基準に基づいて行われますか、ということでございます。

先ほども少し前川議員の質問にも運動会のことですとか、プールですとか、一部答弁がございましたが、まずそういった方針・基準・大原則についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 体験活動や学校活動の精選をどのような方針・基準化というふうなところでございます。

授業時間数の確保の観点からだけではなく、それぞれの行事や活動が協働的な学びの場であるものや、発達段階により先延ばしできないもの、さらに3密を避けた感染防止対策が取れるかを最優先とさせていただきまして、判断をしているところでございます。また、活動先の状況や外部講師あるいは指導者の予定、規模の縮小や統合による変更が可能かどうか、次年度の開催での対応の可否、時期や季節による指導内容の制限はないかどうかなど、各校で細かく検討していただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 今答弁いただいた大原則に基づいて、方針を定めて各学校に判断を任せていくんだろーと思います。これらは全て学校の校長先生の裁量に任せていくべきものなのか。運動会、例えばそういった大きな行事については、町内一律の形に統一していくべきかについては、お考えはいかがでし

ようか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） まず大前提に、校長の判断がございます。そして、こちらから要望させていただくのは、町内全ての学校でできるかどうかということでございます。運動会、文化祭、修学旅行等含めて、そういうふうに考えているところです。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） そこでですね、校長先生の判断にまず委ねることが大原則というご答弁でしたが、そこで1つ、私から1つになることがございましてですね、校長先生がこの行事を可否を判断する、あるいは見直しをしていくにあたりましてですね、当然この非常事態の中で、なかなか実際、今の学校の資源、学校の人材でやっていこうっていうことはかなり難しいであろうというふうに考えます。その際にですね、要望によっては教育委員会、あるいは多気町として、そういった学校行事の支援を積極的にしていくんだと、それは人員の補助、それから経費含めて、必要なものは相談に乗りながら、この行事の見直しについて、検討を一緒にしていくんだと、そういったサポートがないと、なかなか今の中で、このコロナ対策と教育活動の両立の中でですね、大変な現場の中で先生方は今の形のままで実施をするという判断は難しい、そういった場合もあるのかなというふうに思いますが、教育委員会としては、そういった支援、あるいは見直しについてのさまざまなご提案については、校長会の中でですね、校長先生のほうにされていくのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

さまざまな行事の変更・見直し等につきまして、校長会を中心として話を進

めさせていただいてるところでございます。それぞれの学校の規模であったり、あるいは形が違うというところから、当然物資についてもそうだと思います。人員についてもそうだと思います。それぞれの学校においては、地域の方の力をお借りしてというふうなところもあります。地域とともにこうその行事を行っている、そういうところを大切に考えたいと思いますし、決して子供たちの楽しみにしている行事を縮小はすれども、中止にさせない、というふうなところで学校としての要望等もしっかり聞かせていただいた上で、支援のほうはしっかりとしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 是非そのようにお願いしたいというところでございますが、この点について、最後にもう1つですが、先ほど前川議員のご質問の中にも「子供の権利」という言葉がございました。こういった学校行事、体験活動においてですね、どうしても当事者である子供を抜きにして、大人だけで物事を決めてしまう、そういった状況が続くようですと、なかなか子供たちのものです、自立性や自主性をこの教育で学ぶというところに対しては、なかなか現実と乖離があるんじゃないかなというふうに感じますので、是非とも、子供たちもですね、こういった運動会、学芸会、それから社会科見学含めてですが、そういった学校行事をしっかり子供の声もですね、聞きながらという時間もいただきたいと思います。ただ、子供に任せるといって放置するということではなくて、子供たちだけではなかなか議論も狭い中でもあると思いますので、先生方が適切にフォローしながら、うまいこと、子供たちの意見をこういった行事の可否に反映できるように、お手伝いをお願いしたいなと思っております。

それでは(3)つめでございますが、新型コロナウイルスの感染症対策と、GIGAスクール化の前倒しが進められています。このことは多気町の教育活動にどのような効果があるのでしょうか。所見を伺います。

これについても、木戸口議員、前川議員から質問がございまして、基本的な考えは承知の上ですが、改めて伺いたと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。

G I G Aスクール化の効果につきましては、木戸口議員のご質問のときにお答えのほうをさせていただいたつもりでございます。

実際の授業におきましては、このような活用ができ、また効果があるのかなと思っている部分を少し紹介をさせていただきますと、各班のプレゼンのときとか、あるいはデータ、グラフ化をして、グループでの発表、あるいは個人の考えを書き込む等にも活用ができるんじゃないかなというふうに思います。

挙手をして、皆の前で発表ができる子もいれば、思ってるんやけども、なかなか言えないという子もいるかもわかりません。ほかの地域でタブレットを使っている学校からの資料によりますと、その子供たちがタブレットを使うことによって、自分の意見が言えるようになった。またそして、クラスの皆が認めてくれるような、そういう場になったということで、非常に効果があるかなというふうに思っております。それぞれのそういう例も学校に示しながら、しっかりとタブレットを活用できるような支援をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 私からは1点、このG I G Aスクール構想は、子供の立場だけではなくて先生の公務、そういったものを軽減するという見方もございます。このコロナ感染症の中での大変な業務の中での先生の公務を、このICTで少なくともですね、忙しくないような、そんな状態にしていくことも非常に大事なことだというふうに思っております。

その上でですね、そういった先生の働き方改革にこのICTを使う。その点について、最後に見解を伺いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 働き方改革にこのICTの活用という部分につきましては、勤務時間をそこに入れ込んで、自動でもう計算されて出てくるというふうな使い方があるというふうにも聞かせていただいております。

先生方はおそらくICT機器をうまく活用できるまでには、少し研修等含め、時間がかかるのかなというふうに思います。今現在、それぞれの学校には、約5人に1台の割合でタブレットがありますので、それを授業の中で活用しながら、それぞれの学校での広がり、そして先生方の活用方法というのを勉強していただいて、それを1人1台になったときにうまく生かせるように。そしてそれが授業のさらに高まりにもつながってくるのではないかなというふうにごう思いますし、先生方の働き方にもつながってくるのかなというふうにごう思います。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 時間がまいりましたので以上で、志村議員の一般質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、散会といたします。

どうもご苦労さんでございました。

※¹ 現在の社名は、株式会社ダイヘン。